

令和6年第1回本巣市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年3月14日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 代表質問

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鰐本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	久富和浩
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民環境部長	青木竜治
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	瀬川清泰	会計管理者	川口直紀

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	後藤謙治

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。

今日、明日と代表質問、一般質問ということでよろしくお願いします。

傍聴の皆様、朝早くから大変ありがとうございます。よろしくお願いします。ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において代表質問及び一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第 1 代表質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第 1、代表質問を行います。

自民結いの風代表、6 番 高橋時男君の発言を許します。

高橋君。

○6 番（高橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして、自民結いの風を代表し、代表質問をさせていただきます。

皆様、改めましておはようございます。

質問に入ります前に、1 月 1 日に発生しました能登半島地震、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に対し、お見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

また、今議会より、藤原市長さんにおかれましては本巣市長として 5 期目の任期を迎えられました。今回の無投票での当選は、今までの藤原市政運営が市民の皆様から評価された結果であると思います。本当におめでとうございます。

今日は、私、初めて代表質問をさせていただきます。いつも以上に大変緊張いたしておりますが、こうして最初の質問に立たせていただけることは大変光栄なこと、また名誉なことと、今とても感動しております。

市長さんにおかれましては、今回選挙が無投票で終わりましたので、政策のアピールの場が物足りなかったのではないかと考え、今日はお手伝いをさせていただき気持ちで臨ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

大きく 2 つのことについて質問をさせていただきます。

1つは、市長さんは今回の選挙で6つの基本政策を掲げ、5年、10年後もますます元気で笑顔あふれる本巣づくりを市民の皆様に約束されました。市民の皆さんは大変期待をされています。しかし、市長さんが考えておられる「ますます元気で笑顔あふれる本巣市」、市民の皆さんが考える「ますます元気で笑顔あふれる本巣市」は同じでしょうか。5期目の任期の初めに当たり、確認をさせていただきたく思います。

2点目は、今週特に新聞やテレビなどで報道されておりますのは、2011年3月11日から13年たった東北の被災地の現状、そして元旦に発生した能登半島地震の被災地の現状です。とても不安を覚えます。5年後、10年後もますます元気で笑顔あふれる本巣市づくりを考えれば、今真っ先に確認すべき課題と考えます。

市長さんの掲げておられる6つの基本政策のうちの一つである「心が通い合う安全で安心して暮らせるまち」について、災害対策における取組を確認させていただきます。

では、1つ目の質問、藤原市長5期目の市政運営についての1点目の質問をさせていただきます。

5年後、10年後もますます元気で笑顔あふれる本巣市づくりを進める上で、本巣市の現状に課題はないのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、自民結いの風の高橋時男議員の代表質問につきまして、順次お答えをさせていただきますと思います。

私は、平成20年3月の市長就任以降、4期16年が経過いたしました。この間におけます市政運営方針は、一貫して市民の皆様の声をよく聞く対話重視、現場主義、市民目線を基本姿勢に「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」を目指し、市政運営に努めてまいったところでもございます。

この間、様々な行政課題に取り組み、一步一步着実に市政を前進させてきました。私なりに今日の本巣市は、住みよいまち、住み続けたいまちへ成長していると実感しているところでもございます。これもひとえに市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様や各種団体、事業者など関係各位の温かい御支援、御協力があったからこそと思っております。

しかしながら、市政を取り巻く環境は日々変化し、次から次へと新たな課題への対応が求められております。特に、令和に入ってから市を取り巻く環境は大きく変化し、社会的に大流行した新型コロナウイルス感染症は、市民への生活に大きな影響を及ぼし、5類感染症へ移行した後も新たな変異株が発生し、感染の波が繰り返されるなど、いまだ警戒を緩めることができない状況が続いております。また、エネルギー価格の高騰などによる物価上昇への対応や暮らしを豊かにするデジタル技術を活用した新たな施策の展開、さらに先ほどお話に出ましたように、本年1月1日に発生した能登半島地震など大規模地震への備え、また近年各地で多発する線状降水帯による顕著な大雨や

土砂災害など、自然災害への対策も求められております。

また、全国的に進展する人口減少や生産年齢人口の減少から生じる税収の減少や労働力不足、また高齢化の進行による医療・介護など社会保障関係経費の増加への対策も求められております。こうした少子高齢化や生産年齢人口の減少による影響は、特に市におきましては、市北部地域で極めて深刻で、人口減少から生じる空き家の増加や高齢化や労働力不足から生じる耕作放棄地、また荒廃した山林の増加などによりまして、居住環境の悪化や災害発生の危険性が高まるばかりでなくて、地域コミュニティーそのものも衰退の一途をたどっておりまして、そういった懸念がされております。

こうした中、本巢市は2月1日に市制施行20周年を迎え、未来につながる一步を踏み出したところでもございます。

合併以降、懸案となっておりました庁舎の統合も、今月末に新庁舎の整備が完了し、7月には供用開始となるほか、オーダーメード型の企業誘致造成による企業の進出、また防災機能を備えたもとまるパークの整備や根尾川サイクリングロードの整備、また老朽化した真桑幼児園と弾正幼児園の改築、また小中一貫の義務教育学校根尾学園の開校といった教育環境もどんどんと整備されてきたところでもございます。加えて、東海環状自動車道の開通も間近に迫るなど、本巢市を取り巻く環境が今大きく変わろうといたしております。

一方で、先ほど申しましたとおり、取り組むべき課題は山積しており、今後も日々変化する社会情勢や地域の現状により、新たに発生する課題も生じてまいります。こうした課題に対して、引き続きフレキシブルに対応し、市民の皆様が住みたい、住み続けたいと思っていただけるまちの実現に向けて、今後も全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ、市民の皆様には一層の御支援、御協力をお願い申し上げて、これから始まります5期目の4年間、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど来、議員のほうから御質問ありましたように、笑顔あふれるまちづくりの完成に向かってはなかなか多く課題がいつぱいあるということを申し上げさせていただきましたけれども、これは日々変化し、まだまだどんどんと新たな課題も出てくるという状況にもございますので、これからもそういった課題に前向きに全力で取り組むことによって、お約束をした5年後も10年後も元気で笑顔あふれる、そういったまちづくりに向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

新型コロナウイルス感染症対策に物価高騰対策、DX対策に自然災害対策、さらには人口減少による税収の減少対策、高齢化の進行による社会保障経費の増加対策など、本市の今後取り組むべき課題を私も改めて確認をすることができました。ありがとうございました。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

昨今の社会潮流、行政を取り巻く環境は深刻さを増しておりますけれども、今後重点的に、かつ率先して進める施策についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、私は平成20年3月の市長就任以来、4期16年、様々な行政課題に取り組んでまいりました。一步一步着実に市政を前進させてきたというふうに思っておりますが、先ほどのお話のように、社会情勢の変化などに伴いまして、市政を取り巻く環境は日々変化し、次から次へと新たな課題が生まれて、こうした課題への対応が求められているところでございます。

行政は、毎日動いております。これで完成、これで完了ということはございません。行政はこれからもずっと続いていく、そういう中で様々な課題が出てくる。それは、現実の問題ということでございます。

こうした様々な課題に対して、自分が自ら先頭に立って、汗をかき、また先ほども申し上げましたように市民の皆様の声をよく聞いて、対話重視、現場主義、また市民目線を市政運営の基本姿勢ということで、こうした課題に6つの基本政策で率先して全力で取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど来、1個目のところでも御答弁申し上げましたけれども、それぞれこの課題を6つの基本政策で対応していくということで、今回5期目のお約束をさせていただいているところでもございます。

1つ目の取組といたしましては、東海環状自動車道の（仮称）糸貫インターチェンジの開通を控えまして、本市を取り巻く環境は大きく変わろうとしておりますが、こうした環境の変化をチャンスと捉え、また市内にインターチェンジが立地するという好条件を生かして、引き続き多様なニーズに対応できるオーダーメイド型の企業誘致造成による企業誘致を推進してまいりたいと思っております。

また、ふるさと納税制度では、新たな特産品の開発に取り組む事業者を引き続き支援するということで、ふるさと納税返礼品のラインナップを図って、地域経済の活性化と、また併せて雇用の確保、さらには寄附額拡大によります市の財源確保というように、併せて進めてまいりたいというふうに思っております。

2つ目の取組といたしましては、先ほど来お話が出ていますように、全国的に少子高齢化が進んでおります。そうした中で、市民が安心して妊娠・出産ができるよう、健診ですとか産後ケアなどの母子に必要なサポートにこれからも取り組んでいくとともに、新たに本巣市奨学金返還支援制度

というものを創設いたしまして、若者や子育て世代の経済的負担の軽減を図り、本巣市への移住・定住、こういったものも促進してまいりたいというふうに思っております。

次に、3つ目の取組といたしましては、高齢者や障がい者はもとより、全ての市民が住み慣れた地域で安心して健やかに生き生きと暮らせるよう、買物、通院等を支援するNPOなどへの支援、またずっと取り組んできております地域見守りネットワーク制度への参加者の増員、また民間事業者等との連携強化など、地域で支え合う仕組みを充実強化してまいりたいというふうに思っております。

4つ目の取組は、近年多発する、先ほど来お話が出ておりますけれども、自然災害から市民のかけがえのない生命や財産を守るために、日頃から災害に備える取組をハード・ソフトを含めて、強化してまいりたいというふうに思っております。

また、市民の日常生活の安全・安心を確保するため、こういったものを補足するために、岐阜地域の5市町による広域消防体制を維持するとともに、消防署の再配置計画に基づく消防署の整備、これも併せて推進するという事で、また災害時において活躍が期待できる防災士の育成も併せて図ってまいりたいというふうに思っております。

こうしたことによって、災害に対する様々な取組を強化して、いつ起きてもおかしくないこういった災害へ対応をしていきたいというふうに思っております。

5つ目には、開通を間近に控えた東海環状自動車道へのアクセス道路の整備、これを引き続き整備を促進するとともに、パーキングエリア隣接地に整備いたしました防災機能を持つ都市公園もとまるパークを中心に、本巣市のにぎわいの拠点となるように整備を進めていきたいと思っております。

6つ目の取組は、安全・安心な施設で快適な学校生活を送り、確かな学力を身につけることができる教育環境の充実を図ってまいりますとともに、これからも時代の先端になると思いますICTを活用した情報教育の推進にも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、これからこういったなかなか厳しい時代の中にあって、子どもたちには様々などんな場合においても、生きる力、確かな生きる力、そしてまたどんな環境になっても頑張っていける、そういった子どもたちを育てていきたいというように思っております、そういった意味で、生きる力を育むプロジェクトというのを引き続き推進して、幼児期から体力向上にも併せて取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、本巣市は大変様々な取組をしておりますけれども、特色のある事業ということで、数学のまちづくり事業ですとか、ウォーキング・ランニングのまちづくり事業というようなことも実施しておりますけれども、こういう場を通じて市民の皆様、子どもたちだけでなく市民の皆さん方にも学ぶ機会の充実、また健康の保持・増進にも取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、先ほど防災士の話も出てきましたが、防災士の取組も大人だけ、または青年だけの話ではなくて、やはり地域全体、そして子どもたちも巻き込んでやっていく対策が必要であるということで、学校や地域など様々な場面で活躍できますジュニア防災リーダーを育成いたしまして、併せ

て自治会の皆さん方とも、そしてまた地域の皆さん方とも協力して、地域の防災力を高めていくような取組を引き続き実施していきたいというふうに思っております。

このように、今6つの取組のお話し申し上げましたけれども、先日3月7日の議会の開会日におきまして、私が所信表明において述べさせていただいたことをまた重複して御説明させていただいておりますけれども、1点目の御質問としては、確実にこれから5年後も10年後もいいまちづくりをやっていくために、こういった6つの取組をやることによって、それをフォローしていく、そして現実のいいまちづくりに生かしていくというふうにやっていきたい、そのための取組であるということを御説明させていただきました。

いずれにいたしましても、こうした取組を実現していくためには、私ももちろん先頭に立ってまいりますけれども、職員が一生懸命知恵を出して、そして汗をかって、また先ほど来、私の市政の基本的な取組でありますけれども、市民の声をよく聞く、そしてまた市民の皆さん方と一緒にやっていくという、こういう取組をやることによって、私が今申し上げたようなことも実現ができていくということでございますので、こういったことも併せて、引き続き皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

活力、安心、福祉、安全、快適、育成のキーワードの6つの基本政策を重点的かつ率先して全力で取り組んでいくという市長さんから力強いお言葉をいただきました。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

近年の目覚ましい社会情勢の変化、また先ほど来、答弁にありますように、市を取り巻く環境というものも目まぐるしく日々刻々と変化をしておりますが、それに対応できる職員の育成というものも必要と考えますが、基本政策継承のために10年後も見据えた職員の人材育成を積極的に進める必要はないのかをお尋ねさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3つ目の御質問にお答えを申し上げます。

言うまでもなく、今議員の御指摘のとおり、私が先ほど来、1点目と2点目でお答えしたものを実現していくためには、もちろん私が先頭に立っていろいろやっていきますけれども、これを実行するのは職員でございます。職員がやっぱりそういうしっかりとした対応ができるように、常日頃から人材育成をしっかりとやって、能力をしっかりと高め、そういった知識を高めて、こういった

ものに対応していったほしいと願うというところでもございます。

そういうことによって、5年後も10年後も、市民の皆さん方が住んでよかったとか、またこれからも住み続けたいというような、そう思っただけのようなまちになっていくんじゃないだろうかというふうに思っておりまして、これからも職員一人一人の資質の向上を図って、しっかりと組織力を高めていくということを最重点に取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほどと重複いたしますけれども、現状と課題の中でもいろいろお話し申し上げましたけれども、今、市を取り巻く環境というのは、本当に先ほど来、申し上げているように日々変化をしております。様々な市民ニーズも生まれておりますし、そういったものに迅速かつ的確に対応していくためには、いわゆる職員には自ら考え、解決していく政策形成能力、また市民ニーズを的確に捉えるためのコミュニケーション力、いわゆる政策能力とかコミュニケーション能力というのが大変必要になってまいります。

こういった能力を持った、高い能力や資質を持った職員へと、また職場のリーダーである管理職員には、職員一人一人の能力を最大限に引き出せる組織のマネジメント能力、また人材育成力など、対応力に富んだ職員へと成長していくということが大切でございまして、職員のみならず、管理職もしっかりとした対応をやっていくことが必要であるというふうに思っております。

こういう観点に立って、これまでも本巢市では職員の人材育成のカリキュラムということで職員研修を実施してきておりまして、それぞれ階層別研修では若手職員や係長級研修、また課長級研修、それぞれの職位に応じて、それぞれに求められる役割と知識、能力を身につけさせる研修を実施してきておりますし、また分野別研修では、業務上必要となる専門的知識を習得させるために、今年度言えばデジタル人材育成研修、こういったものも実施をいたしております。

さらに、内部だけではなくて外にもやって、実際に知識をいろいろ習得してきていただくということで、派遣研修ということでより専門性を高める、そういった場所にも派遣させていただきまして、他の自治体の職員との幅広い人脈形成の機会、こういうことをやって県内県外の他の市町はどういう方々がおられるか、またそういった中で話を聞く中で職員自身の視野が広がってくる、こういうことができますので、こういった機会を与えられるということで、既に今までも自治大学校ですとか市町村アカデミー、こういった外部機関に長期にわたって、長い期間では3か月ほど職員を派遣するというのをやって職員の資質向上に努めてきているところでもございます。

ちなみに、こうした職員研修にどれだけ派遣しているかと申し上げますと、令和4年度では延べ381人、職員は300人足らずですけれども、職員は1回以上、そういった研修に参加をしているということでもございますし、またこうした研修以外にも国や県の人事交流ということで、国の機関、また県の機関へ職員を長期派遣、いわゆる1年、2年の単位で派遣をさせていただいております、こういった派遣を通じて、市の業務だけでは得られない経験が習得できる。そのことによって職員の主体性、積極性、柔軟性というのを養ってきておるところでもございます。

このように、高い能力、資質を持った職員へ今後も成長できるように、人材育成に取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、職員の人材育成というのは、やはり職員自身もやる気を出して取り組んでいかなければならない話でありますので、これで私どもがこうやってつくったことによって、これでいいんじゃないか、これでも十分になっているんじゃないかということは感じておりません。やはり、職員自身もこういう意識をしっかりと持って、この研修が実のある研修になれるように、しっかりと取り組んでいってほしいというふうに思っております。

このためにも、これからもこういった研修を通じてスキルアップをしっかりと図り、伸ばせるように、これからはしっかりと皆さん方にも職員にも意識改革をお願いするとともに取り組んでいきたいと思っております。

また、私はこういった今の研修以外にも、機会あるごとに仕事の取組のいわゆる基本という、これは民間でもほとんど一緒だと思いますけれども、いわゆる報告、連絡、相談。しっかりと報告しながら、お互いに連絡を取り合いながら、そして相談しながら、やはり組織一体で仕事ができる、そういう報・連・相の大切さ。あわせて、最初にやっぱり人間というのは会ったときに、一番最初には挨拶というのも当然、一番必要であると思います。動物の世界でも、最初に顔を合わせれば、お互いに身内かそうでないかとか、そういうのを確認する挨拶、挨拶から全て始まっている。やっぱり人間も、我々の世界も、やっぱりそうした仕事の上におきましても挨拶に始まって、そして明るい職場の中でしっかりと報告、連絡、相談をやりながら、そしてまた職員同士がこういった仕組みの中でコミュニケーションをやることによって職員を孤立化させない、そういったことでモチベーションも向上する、そしてまた組織のチームワークも高める。そして、これがひいては職員それぞれが切磋琢磨することによって職員の人材育成にもつながっていくというふうに思っております、ぜひこういった形をこれからも取り組んでいって、先ほど来、申し上げているような仕事へ生かしていきたいと思っております。

新年度、7月からは新庁舎がいよいよ開庁いたします。組織体制も変わりますけれども、これからも常に市民目線、柔軟な感覚を持って、勇敢に果敢に挑み続ける勇気と行動力を持った職員の育成に努めてまいりたいと思っておりますし、職員一人一人が、先ほど来、何度も申し上げますが努力を続けていただきます。そして、また職員がみんなで、本巢市は一つである、そういうワンチームとなって市政の推進に取り組んでいける、そういった職場環境と同時に職員の育成に努めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、いいまちになるかそうでないかというのは、ひとえに市長がどうのこうのじゃなく、やはりそれを支える職員の資質向上に全てかかっている。そして、職員がやることによって、それが市民の皆さん方に喜んでいただける、そして実感として感じていただける。こういう取組をこれからも強化していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

風通しのよい職場、職員同士が素直に意見を話し合い、良好なコミュニケーションの形成によって職員のモチベーションや組織のチームワークが高まり、それがひいては職員の人材育成につながるという市長さんのお考えに、私も全く同感であります。

今まで市長さんの答弁をお聞きしまして、6つの基本政策で5年、10年後もますます元気で笑顔あふれる本巣市づくり、もう市民の皆さんは期待しかないと思います。先ほども述べさせていただきましたが、市長と市民が同じ本巣市像、「ますます元気で笑顔あふれる本巣市」を描いていくことは必要なことだと考えます。しかし、その実現は決して市長さん1人でできるものではありません。

執行部の皆さんをはじめ、市民に寄り添っておられる現場の職員の方々まで、全職員が同じ気持ちで、また同じ方向を向き、政策の意思統一、浸透はマストです。絶対に必要なことであります。職員の皆さんには、何事にも果敢にチャレンジしていただくこと、そして市長さんにおかれましては、そのチャンスをぜひとも与えてあげていただきますことをお願いします。私も、市民の皆さんの期待と、そして市長さんの思いの橋渡しを、微力ではありますが務めさせていただく覚悟であります。御答弁いただきありがとうございました。

では、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、災害対策についてです。

冒頭にもお話をさせていただきましたが、能登半島地震発生から2か月半が経過した今もなお、被災地の不安定な生活を強いられる様子が報道されています。被災地の状況や避難生活の様子を見ますと、頻発する甚大地震や豪雨に対する備えは、従前の取組では決して安心して暮らせる状況にはありません。

今回の能登半島地震を目の当たりにし、本市の防災対策について改めて確認する必要があると考え、質問をさせていただきます。

今回の能登半島地震の被害状況は、2月末現在、石川県において死者241名、自主避難所を含む一次避難所に身を寄せておられる被災者は、震災発生直後の2割となる約6,600人まで減った一方、ピーク時の6割に当たる約230か所の避難所が今もなお残っています。

建物の全壊は7,459棟、半壊が9,460棟で、死亡された方のおよそ9割が建物倒壊による圧死によるものです。その甚大な建物被害の原因は、揺れに弱い古い木造住宅が多かったからだと言われていいます。

本市も、旧家といわれる木造住宅が多く、私の家もそうですが、昭和56年5月31日以前に工事着工し建築された、いわゆる旧耐震基準による建築物も多く、空き家も年々増加傾向にあります。もういつ起こってもおかしくない南海トラフ地震の備えとして、耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震化を図り、市民の安心・安全、命を守る取組を行っていく必要があると考えます。

そこで、1点目の質問をさせていただきます。

能登半島地震が発生し、市民の関心が非常に高くなっている今、建物の倒壊対策を強力に進める

べきと考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

建物の倒壊対策についてお答えさせていただきます。

今年の1月1日に発生した能登半島地震では、多くの建物に被害が発生し、特に昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に建てられた木造住宅の多くは倒壊に至っております。南海トラフなど巨大地震が想定される当市におきましても、甚大な被害が発生することが危惧されているところでございます。

本市では、建築物の耐震化を推進するために、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、本県市耐震改修促進計画を策定し、必要な取組を行っております。

施策といたしましては、旧耐震基準で建てられた木造住宅の無料耐震診断や耐震改修工事にかかる費用の一部を最大110万円補助する制度を創設し、対象建築物の所有者、無料耐震診断後1年を経過した方へダイレクトメールの送付、またホームページ、広報誌や補助・助成事業総合パンフレットへの掲載など、市民への普及啓発活動を行い、建築物の耐震化を促進しております。

しかしながら、平成30年の住宅・土地統計調査によりますと、当市の耐震化率は76%で、全国87%を下回る数値となっているのが現状でございます。耐震化が進まない要因といたしましては、経済的負担、高齢者世帯のみの増加、防災意識の希薄などが考えられますが、新たな啓発手法を検討し、今後も粘り強く耐震化の必要性や防災意識の向上を図るための普及啓発活動を行い、耐震改修工事の促進を図り、建物の倒壊対策を強力に推進していきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

耐震性の必要性とか防災意識の向上を図って、建物の倒壊対策を強力に推進していくという力強い回答をいただきましたが、ここで再質問をさせていただきます。

啓発活動によって建築物の耐震化を促進しているというような御回答でしたが、無料耐震診断の申込み状況とその診断結果はどのような傾向にあるかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、再質問の木造住宅の無料耐震診断の状況についてお答えさせていただきます。

ここ数年の実績につきましては、令和3年度が1件、令和4年度が2件、令和5年度が4件という状況でございます。

診断の結果といたしましては、全ての建物の総合評価が0.1から0.3程度で0.7未満である場合は倒壊する可能性が高いという結果になっております。耐震化の目標であります1.0、こちらが一応倒壊しないというものについては満たしている状況ではございません。

全体の傾向といたしましては、建物の劣化や特に1階に壁が少なく、地震により1階部分の崩壊が想定される。また、耐震化の工事費が700万円から1,000万円程度前後と高額となっている、そういう状況が多く見られました。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

耐震診断の申込み自体、非常に少ないということ、また耐震が必要との結果が出ているのに改修工事まで至っていないという現状には、私も金銭的な負担というものが一番大きなネックになっているのではないかと思慮いたします。できることならば、支援制度の拡充、補助金額の見直しを検討していただければ一番いいと思うのですが、本市の財政事情もございます。

そこで、現在の制度において少しでも経済的負担を軽減できないものかと考えた場合、補助金の代理受領制度を導入してはどうかと考えます。

例えば、耐震改修費用に300万円が必要で、本市の制度を活用し50万円の補助金が出る方がいるとします。現在の制度では、工事完成後には300万円を工事業者に支払い、支払った後、後から50万円の補助金が工事を依頼した施主に支払われています。代理受領制度とは、50万円の補助金を施主側に支払うのではなく、直接工事業者に支払いをするという制度です。こうすることで、今の例であれば、施主が用意するお金は250万円で済むことになり、当初の費用負担は50万円軽減されます。大金が必要になる工事がゆえに、この50万円というお金は大変大きく、代理受領制度を導入することで耐震工事をしようという方が少なからず増えてくるのではないかと推測いたします。

ここで再質問をさせていただきます。

この代理受領制度導入についての本市の考えをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、代理受領制度についての本市の考えについてお答えさせていただきます。

この代理受領制度は、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、建築物等耐震化促進事業に係る工事を行った者が補助金の交付対象者から委任を受けまして、補助金の受領を代理で行うことがで

きる制度でございます。補助金の交付対象者は、工事費と補助金の差額分を用意すればよくなりますので、当面の費用負担を軽減することができるものだというふうに考えております。

本市といたしましては、この制度の内容や他市町の状況等も十分調査研究を行いまして、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

ぜひとも導入に向けて制度の見直しを検討していただきますようお願いいたします。

今回の能登半島地震、建物の倒壊だけではありませんでした。輪島の朝市通りでは、大規模な火災も発生しました。焼けた建物はおよそ240棟、焼失面積はおよそ4万9,000平方メートルと東京ドーム1個分以上となりました。

出火の原因は、地震の揺れによって電気系統がショートして出火したものと分析されています。また、火災の規模が広がった要因については、古い木造の建物が密集していたことや、地震で倒壊した建物で道路が塞がれたり、断水で消火栓が使えなかったりして、消火活動が思うように進まなかったためと言われています。

もしも同じような地震がここ本巢市で発生したらと考えた場合、本市でも朝市通りと同じような大規模な火災が発生する可能性は十分あるのではないかと考えます。

例えば、本巢市南部で言えば、真正団地やあさぎ苑、浅木北町や曲り田など住宅が密集している地域が多数あります。そして、その中には空き家の家があります。空き家は年々増加傾向にあり、空き家の建物倒壊から火災が発生する可能性は十分あると思います。

先ほどの答弁で、本市の耐震化率は76%で、全国の87%を下回っているという現状との話がありました。確かにこの数字は高ければ高いに越したことはないと思いますが、私は高ければそれでよしというものでもないと思っています。

何が言いたいのかと申しますと、本市で大規模な災害となる可能性の高い地域での空き家対策を含めた住宅の耐震化こそ必要ではないかということです。このような対策こそ、市民が望む安全で安心して暮らせる本巢市ではないかと考えます。

また、住宅の耐震化は住宅の損傷防止だけでなく、人命を守るという視点からも、将来的な耐震化を前提に部分的に損傷はするものの、建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強の推進も必要ですし、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応した耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな耐震対策の検討なども必要と考えます。

市民の関心が非常に高くなっている今だからこそ、耐震化促進について、自治会の防災訓練などあらゆる機会を通して、福祉分野でよく聞くアウトリーチではありませんが、待ちの姿勢ではなく、職員の方が現場に出向き、耐震化の重要性や必要性を訴えるなど、攻めの姿勢で強力に推進してい

たきますようお願いし、2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、避難所の開設の準備についてです。

能登半島地震の発生時にテレビ画面から流れる画像は、避難所の体育館や学校の教室、公民館などで、ブルーシートの上で避難された方々が毛布や布団に身をくるみ、雑魚寝をされている姿でした。東日本大震災を契機に、各自治体ではその教訓を生かし、有事に備えた準備はされているはずであるにもかかわらず、その光景は私の目には従前と何ら変わっていないように思えました。

近年、災害の頻発化、激甚化とそれに伴う避難生活の長期化に加えて、要配慮者への対応の必要性や被災者の生活再建の迅速化への要請の高まり、新型コロナウイルス感染症対策の必要性など、社会情勢の変化を踏まえて、人道的な生活環境の整備というものが着目されています。

避難所の生活環境改善においては、環境衛生の改善として、トイレ環境の改善、居住スペースの確保として段ボールベッド活用による快適性の確保、パーティション利用によるプライバシーの確保、脆弱性の高い方々への配慮として、子どもや高齢者、障がいをお持ちの方など、避難者の多様性に対するニーズへの対応が求められています。

具体的には、要配慮者への対応、妊婦・乳幼児の専用避難所の確保、子どもの居場所づくり、車中泊避難者への対応、ペット同伴の容認対応等であります。

ここで、2点目の質問をさせていただきます。

社会情勢や生活意識が目まぐるしく変化し、避難生活の在り方というものも変化してきています。避難所を体育館に設置すれば、避難者の安全・安心が確保されたわけではありません。本市において、時代の変化に対応した避難所開設の準備はできていますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、時代の変化に対応する避難所開設の準備につきましてお答えをさせていただきます。

市では、市内の小・中・義務教育学校をはじめとする市内の32施設を指定避難所としており、避難情報等を発令した際、市民や被災された方の避難先として、その中から状況に合わせて避難所を開設しております。

現在の避難所の開設や運営におきましては、性別の違いや子育て家庭へのニーズを配慮し、女性の視点を取り入れる必要があります。令和5年度に、実際に女性が避難生活を送る際、プライバシー保護のために必要な資機材について検討した結果、女性専用の更衣室や授乳室、仮設トイレの個室に使用できる段ボール個室を42基購入したところでございます。

体育館を指定避難所として開設する場合、従来のとおり、床で雑魚寝をする状態ですと立ち上がることが億劫となり、歩行の機能低下や不眠状態となり、健康状態が悪化してしまうため、市で備蓄しています段ボールベッド100床を設置し、避難者に使用していただくことで足腰の負担を減らし、エコノミークラス症候群を予防いたします。

また、段ボールパーティション400枚を使用し、家族ごとに避難者の居住スペースを区割りすることでプライバシーの保護を確保するほか、簡易テント50張を使用して体調の悪い方の専用スペースを設けることで、感染症の感染防止対策を取ってまいります。

体育館の床の固さや寒さ対策といたしまして、令和5年度に株式会社イノアックコーポレーションよりマットレスを50枚寄贈いただいたため、身体的負担を軽減できるように避難者に配布をいたします。

さらに、ペットを飼ってみえる方はペットと一緒に避難する必要がありますので、本巢市被災動物救援計画に基づき、避難所等の屋外に飼育場所を確保し、被災動物を保護いたします。ただし、市ではペット用品を備蓄していないため、飼い主で準備していただく必要があります。

また、現在、輪島市の避難所運営支援として、本市からも4名の職員を派遣しており、今後さらに7名の職員を派遣する予定となっております。これら職員から、避難所開設時や運営の課題を聞き取り、整理し、今後の避難所開設の参考にしていきたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

さらなる避難所運営の実現可能性、実効性向上のためにも、関係機関とも連携して定期的な会議を開催するなどし、その中で課題の共有や時代に見合ったマニュアルの見直し、訓練に取り組んでいただきますことをお願いいたしまして、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目の質問は、避難所のトイレ問題についてです。

震災発生から2か月半が経過しましたが、今もなお深刻になっているのが避難所でのトイレ問題です。仮設トイレの設置は進んだものの、断水が続き、今なお避難所や自宅などでは水洗トイレが使えないところはまだ多くあります。汚物の処理や掃除、給水タンクの水の補充などの作業は避難者の負担となっています。

トイレの環境衛生が悪いと、トイレに行くのを我慢する、回数を減らそうとして食べ物や飲物を控える、栄養状態が悪化する、脱水症状やエコノミークラス症候群等になるなど、トイレ問題は災害関連死を引き起こす命に関わる問題でもあります。

ここで、3点目の質問をさせていただきます。

避難所でのトイレ対策はできていますか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、避難所でのトイレ対策につきましてお答えをさせていただきます。

市では、大規模災害に備え、各小・中・義務教育学校に設置しています防災備蓄倉庫に、トイレ対策といたしましてトイレ用テント110張とボックストイレ118個を、また断水時に水を使わなくてもトイレ処理ができるよう、凝固剤と排便袋をそれぞれ1万2,000セット備蓄しております。また、使用した凝固剤は災害廃棄物となり、仮置場の確保や管理、処理体制の整備が課題となることが想定され、その量を少しでも減らす必要があるため、令和4年度に汚物圧縮保管袋480枚と空気を抜くための圧縮ポンプを12本購入したところでございます。

令和5年度は、議員のおっしゃられるとおり、能登半島地震における避難所のトイレ衛生環境悪化による感染症の蔓延等の問題から、排せつ物を1回ごとに個別にラッピングすることができる手動ラップ式の簡易トイレ2基を一部の指定避難所に導入いたしました。また、新庁舎には災害用マンホールトイレを6基整備しており、もとまるパークの備蓄倉庫に備蓄しています便座とテントを設置することで速やかにトイレを設営でき、断水時でも汚物を一定量貯留することができるため、水洗トイレに近い清潔な環境を迅速に確保することができます。

今後、指定避難所に指定しております各学校の状況を確認しつつ、災害用マンホールトイレの設置について計画的に整備をするよう検討してまいります。

今回の能登半島地震のトイレに関する報道内容からすると、大規模地震で市内全域が被災した場合、現在の備蓄数ではまだ不足しているため、今後さらなる導入を進めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

災害の規模が大きくなればなるほど、必要な仮設トイレは多くなります。避難所のトイレは自宅に避難されている方も利用されることを考慮すれば、どれだけ設置してもこれで万全ということではありません。また、災害発生6時間以内で約7割の方が用を足したくなるとされ、トイレは水や食料より先に必要になると言われています。

ここで、再質問をさせていただきます。

今後、トイレ問題について市民にはどのような対策を周知していくのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、市で備蓄している数には限りがございますので、市民の方々にも自助として、家族で利用できる分の簡易トイレなどの確保を行っていただきますよう、広報「もと

す」等で周知をしていきたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

市の広報紙や市のホームページ等、あらゆる機会を通して、トイレ問題が命に関わる問題であることを市民に周知していただき、十分な備えの啓発に努めていただきますようお願いいたします。

このトイレ問題を解決するために、全国では避難所に災害用マンホールトイレの整備を進めるという自治体であったり、つい先日はテレビで、キャンピングカーを製造販売する岐阜県可児市のトイファクトリーという会社が水を使用しないトイレカーを製造し、能登半島地震の被災地で断水に悩む避難所のトイレ改善事業に貢献しているというニュースを見ました。

また、今こんな取組もあるようです。トイレ問題を解決するために、災害派遣トイレネットワークプロジェクトという自治体が所有する移動式トイレを災害場所に派遣するという取組です。この災害派遣トイレネットワークプロジェクトは、全国の市区町村が1台ずつトイレトレーラーを常備し、互いに大規模災害が発生した地域にトレーラーを派遣して支援し合うことを目指しています。

現在、このトイレトレーラーは全国の20の自治体が所有しており、今回の能登半島地震では、このうち実際に8台が能登町、七尾市、輪島市の避難所などに届けられています。

トイレトレーラーとはどういうものを少しお話しさせていただきます。

牽引車に引かれて移動するトレーラー内に洋式水洗トイレを設置した広い個室空間4室を配置し、1回の給排水で、4室合計で約1,200から1,500回分の使用が可能です。また、屋根に太陽光パネルでバッテリー電源と照明を確保できるため、夜間でも安心して使用できるとともに、避難生活が長引いた場合でも電力の心配なく継続して利用することができます。

実際に導入を決めたある自治体の予算では、トイレトレーラー購入費で約1,850万円、牽引免許取得手数料で50万円、その他費用で約200万円。恐らく、その他費用というのはトレーラーの側面にオリジナルのデザインを描くための費用ではないかと思いますが、合計で約2,100万円です。

その財源については、消防庁の緊急防災減災事業債を100%充当し、このうち7割は地方交付税に算入されるため、残りの3割が自治体の負担ということになりますが、返済が必要な3割分の原資についてもクラウドファンディングにより資金調達しています。

このプロジェクトに参加することで、万一被災した場合には、プロジェクトに参加している自治体からトレーラーの派遣を受けることが可能となります。確かに、トレーラーの購入費用に初期投資は必要となりますが、有事の際には1台分の購入費用で何十台分のトレーラーの応援が受けられることが可能となり、より機動性の高いトイレの配置が実現します。また、平時は市の屋外のイベント時にトイレの混雑緩和に役立つなど、災害時以外でも有効活用できると考えます。

ここで、再質問をさせていただきます。

本市において、移動設置型トイレ、トイレトレーラーを1台購入し、災害時に相互派遣できる全国ネットワークに参加してはどうかと考えますが、その見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

トイレトレーラーにつきましては、災害時に必要とする避難所へ移動させることができ、また各市町村との相互派遣など派遣時のトイレ事情に大変有効なものであると思われます。

先ほど議員が述べられましたように、起債事業の活用も見込まれるため、導入に向けて動いている市町もあるようでございますが、トレーラーの保管場所、維持管理費なども考慮する必要がございますので、今後研究し、導入について検討してまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

実際に、トイレトレーラーを活用している自治体の事例等を研究していただいて、ぜひとも導入に向けて前向きに御検討していただきますことをお願いいたします。

先ほど、市長さんからもお話がありましたが、先週の9日、本市において市から認定を受けたジュニア防災リーダー、中学生から高校生の防災士で構成された本巣市ホープ防災リーダーズが発足しました。

学校、家庭、地域の防災意識を高め、自助共助の地域防災力向上に関する啓発や取組を推進する役割を担い、これから本巣市の防災の中核を担う頼もしい組織が発足され、私一市民としても大変期待をしています。

また、先日テレビで、三重県の鈴鹿市が被災後をあらかじめ考える事前復興の研修会を開催したというニュースを見ました。大規模災害後のまちづくりについて、災害が起きてからではなく、災害前に復興を考え、災害発生時には迅速な対応ができるようにと開催されたようですが、本市においてもこのような研修を実施することで、また違った備え、気づきが生まれるのではないかと考えます。

待ちに待った新庁舎、いよいよ7月に開庁となります。既に計画はされているとは思いますが、新庁舎での検討、関係機関とも連携した本格的な市総合防災訓練を先ほどの研修も併せて早期に実施していただき、市民と行政が一体となって、安全で安心して暮らせるまち本巣市を築いていかれることを最後にお願ひしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

この際、暫時休憩をいたします。10時15分まで休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時14分 再開

日程第2 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、一般質問を再開いたします。

13番 鰐本規之君の発言を許します。

鰐本議員。

○13番（鰐本規之君）

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問、3点でありますけれども、少しシビアというか、一つ間違えると問題になるような発言等々はいけませんので、闇魔帳というのか、ちょっと文章をちゃんと書いてきましたので、よろしくお願いいたします。

今年の1月1日に大きな地震がありまして、地震といいますと、私がこの地域に来て約35年になるわけですが、私が記憶しているだけでも大きな地震が5回あったわけでありまして。淡路大震災から始まって、新潟の地震、山古志村の地震ですね。それに東北の地震、それから今回の地震かな。もう一つ何かあったような気がしますけれども、熊本の地震、お母さんに非常に心配をかけた熊本の地震という、この5か所の地震があるわけでありまして。

最初の地震のときから、新潟の地震になってから、先ほどの高橋議員からの質問等々にあったトイレの問題が非常に山古志村の避難所で、大臣が研修にというのか視察に行ったときに、非常にトイレがばばっちいということで、そのことからトイレ問題が非常にクローズアップされてきたわけでありまして。そういう形で、地震に対しての備え等々というものが十数年前から比べると今は非常によくなっているかなという思いをしておるわけでありまして。

そういう中で、本巢市もそれなりの地震対策はなされているわけでありまして。市長さんにおいても、前のときでしたか、大雨が出たときに失敗を恐れず、住民を大雨注意報が出る前に地域の人たちをお願いをして避難をしてもらったということが大きくテレビ等々で報道されたことを記憶しておるわけでありまして。

本巢市は、私が知る限り、こんなに住みよいところはないなというぐらい被害の少ないところでありまして。大きな地震が5回あったわけでありましてけれども、どういうわけか知りませんが、5回の地震に何らかの形で私は携わっているわけでありまして。

これは、私が子どもの頃に受けた伊勢湾台風のときに支援物資をいただいたという、そのときのおふくろ、おやじの顔、また自分の思いがずうっと今に至るも、60年の余もたった今も残っているわけでありまして。

そういう思いから、東北の地震のときには、息子と今ここに見える、よっちこと吉村議員と小さな車で、また4トン車で、1年半にわたって支援物資を届けたわけでありますけれども、この1年半も支援物資が届けられたということは、地域の方たちの御協力があることだと感謝するわけであります。今回の輪島のほうの地震においても、孫や息子がいろいろな形で支援をするという形で、つい最近も新聞に載せていただいたように寄附をしたりしているわけであります。

地震がないことが何よりでありますけれども、この地域においては、一番心配されるのは地震であらうというふうに思っております。三十数年、この地域に住んでおりますけれども、台風の被害もないし、水の被害も非常に少なくなっていて、山口頭首工が完成したことによって、また市長さんが努力してくれたことによって山口頭首工が完成する、こういうことになれば水の心配もさほどないだろうという中にあるわけであります。

本巣市は、表に出ていることについては非常に評判がいいわけであります。岐阜県内42町村の中において、住みよさ心地ランキング等々においては北方が1番ですけれども、本巣市は住み心地ランキングも42町村の中で3番目であり、まちの幸福度もランキングでは3番目、住み続けたいまちでも3番目という、どうも市長さんと私は年がよく似ているものですから、長嶋茂雄の3番というのが非常に心にあるのか知りませんが、3つとも3番なんですね。これは、大いに市長さん、自慢してもいいことだろうと思っておるわけであります。

なかなか1番というのは難しい、何でも1番というのは難しい。3番というのはすごい記録だけでも記憶に残らない。残念ながら、オリンピックや何かを見ても、1番の金メダルは覚えてもらっているけれども、銅メダルは3日もたつと忘れられてしまうということですが、できるということについてはすごいことだろうと思っておりますので、市長さんにおかれましては、3番ではなくて、王貞治の1番を目指して頑張ってくださいをお願いしながら、一般質問に移りたいと思います。

本年正月に発生しました能登半島での地震で、地盤が何メートルも隆起したと。また、液状化によって様々な被害が発生をしました。この本巣市も、南部地域は河川によってできた地域で、石と砂でできており、簡単な言い方をすると、砂利とそして砂で埋め立てられてできた平野であります。

けれども、水位が高いんですね。少し掘ると水が出てくるといふ。今、本巣市の中でも多くのところで、田んぼで砂利採掘を行っているわけでありますけれども、そこを見ていただければ、その状況がよく分かります。その状況を見てもえれば、この地域が液状化になる可能性が非常に高いということでもあります。

この能登半島の地震においても、液状化によって水道等々の断水が長く続いているわけであります。これだけ長い間断水が続いているというのは、私の記憶している4回の地震の中ではありませんでした。

本巣市も、震度7以上の大きな地震が起これば、相当な被害が発生すると思うわけであります。その中で、水道に限って質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

前に、水道料金値上げ等々で、耐震化に対して何とかしなければいけないというような思いがあ

って一般質問をしたわけでありましてけれども、結果として、令和４年度に使用料の改定を行いました。令和６年度に２回目の値上げを行いますが、これで一般会計からの補助金を減らすことができるのか伺います。また、できたとしても、耐震化等の工事が進まなければ料金を上げた意味が薄くなりますが、影響はないのか。もしあるとするなら、いま一度料金の値上げを考えなければいけないのか、伺います。また、本巣市は、水道耐震化率は全国平均、県の平均よりも相当に高いと聞いております。能登地域と同じように、水道や下水が使えない状態が長く続く心配はないのか。

以上３点、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

では、水道料金の値上げの結果、一般会計からの繰入れを減らすことができるかという御質問についてお答えします。

令和６年度の２回目の水道料金改定により、新年度予算の給水収益では約８,４００万円の増収を見込んでおります。これにより、修繕費や光熱水費が増加する中、一般会計からの繰入額は約５,５００万円抑制することができました。その結果、利用者にいつでも安全・安心な水を提供するための維持管理の面では、受益者負担の原則に近い経営改善が図られたものの、耐震化など投資に係る費用につきましては厳しい状況であると考えております。

今回の料金改定により、本市の水道料金は２か月で５０立方メートル使用した場合、県内では受水費が必要となる県水道を利用している自治体を除き、上から４番目という高い料金であることを考慮すると、現時点では、料金改定の話でございしますが、近い将来での再度の値上げにつきましては厳しいものであると考えております。

しかしながら、将来の人口減少に伴う使用水量の減少や利用者の節水意識の向上などにより、水需要が減少し、収益が伸び悩むことも考えられることから、今後の状況を見極めながら、再度の値上げの有無については検討していくことも必要があるのではないかと考えます。

続きまして、断水が長く続く心配はないのかという御質問でございます。

令和３年度末の基幹管路における水道管の耐震適合率につきましては、国の平均が４１．２％、岐阜県の平均が４０．１％という中、本市は７５．３％と高い数値となっております。地震の発生した石川県の平均は３６．８％、能登地域においては３０％を下回る状況であったことから、断水の被害が長期にわたり続いておりますが、本市においては基幹管路における耐震適合率は高い数値であるため、被災時の影響は能登地域ほどの影響はなく、その分、復旧も早くできるのではないかと想定しております。

本市では、被災直後における飲用水等の確保のため、破損管路からの水道水の流出防止のため、配水池には震度５以上を感知すると自動的に作動する緊急遮断弁を設置しており、緊急給水設備も設けておりますので、被災時には直接配水池からの給水も可能となっております。また、給水エリア内にはブロック流量計が設置されており、水の流れを計測することが可能であるため、被災時に

おける漏水箇所の早期発見にもつながります。

さらに、断水が長く続くことを回避するため、現在ではブロック間の基幹管路を接続し、相互に融通することができる緊急時用連絡管整備事業や避難所につながる重要給水管の耐震化など、国の補助金を活用し、整備を進めているところです。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

当面は心配がないというふうに取れるわけでありますけれども、本当にそうなのかという思いをするわけであります。

また、水道料金においても、岐阜県内では上のほうから4番目ということでありますけれども、この4番目というのは今の段階においてでありまして、私の聞くとところによりますと、今から他地域の市町村においても水道料金の値上げを検討しているところは多々あると聞いております。そういう中で、今後の水道事業に対するお考えを市長さんにお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、再質問についてお答えを申し上げたいと思います。

水道は、御案内のように快適な市民生活を営む上で欠くことのできない重要なインフラ施設でございます。災害時にも安全で安心な水を継続的に供給するためには、こうした水道の重要性といたしますか、また管路もしっかりと耐震化をした重要なしっかりした取組が必要であるというふうに考えております。

そういった中で、災害時にも本当に重要な水道を守るためには、やはりこういう耐震化をどんどん進めていかなければならないわけでありますけれども、先ほど来、上下水道部長がお話し申し上げますように、国のほうの計画は、2028年度末までに60%以上にしたいというのが国の管路の耐震の目標でございます。しかし、私どもの本巣市は、既に75.3%というようなことで、国や県の平均と比較しても大変高い管路の耐震化の構想になっております。

しかし、中をよくよく見てみますと、市内全域がこんな状況になっているわけではございませんで、市内の北部地域と南部地域では大きく数値が違っております。いわゆる人口が少ない北部地域は耐震の適合率、既に93%ほどの耐震化の管が埋まっているということでございます。しかし、人口の多い南部地域では、糸貫、真正地域中心ですけれども、67%ぐらいということで、被災時に最も断水の影響が大きくなりますこの南部の糸貫、真正地域の耐震適合率というのが大変低いという状況でございます。

国の目標としている部分の数値は、クリアはしているんですけれども、市内全体で見ますと、北

部に比べると南部は大変低いということもありまして、今後もちろん水道料金の徴収との兼ね合いもありますけれども、今後も南部地域の耐震の適合率というのを何とか北部地域の水準まで引き上げるような努力をしていきたいというふうに思っております。

これからも、国の補助金等々もいただきながら、そしてまた適正な水道料金の確保もしながら、管路の整備を計画的に実施していきたいというふうに思っております。

こういった中で、先ほど上下水道部長がお答え申し上げましたけれども、南部地域のほうは、いざというときには貯水池のところですぐ直接そこから水を取れるような仕組みをつくっておりますので、糸貫、真正の地域の皆さん方も、いざというときにはそれぞれの自宅のポリバケツを持ってそこへ来ていただければ、直接そこから蛇口をひねることによって飲料水の確保ができるといった取組もしておりますけれども、これはやはりあくまでも非常時ということで、通常からそういったことにならないようにするためには、やはり配水管の耐震化というのが必要になりますので、これからも財源などもしっかりと確保しながら、順次この整備率の向上に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

地震が起きたときには、本巢市においては南部の人の多いほうにおいては非常にづらい思いをする可能性が高いというような答弁だったと思うわけであります。飲み水においては、大きなタンクを1つ設置してありますので何とかなるだろうというような市長さんの答弁だっただろうと思います。

このことを参考にして、北方も大きなタンクを1つ造ると、また隣の瑞穂市もそのタンクを何とか敢行できないかというような形で今動いているというふうに聞いております。

何にしても、本巢市は市民に対するサービス等々は結構行き届いているなという思いがするわけであります。そういうことによって、ランキングは常に3番ということでもありますけれども、水道事業においては、お金がないからでは済まされません。お金をつくるのも市長さんの仕事ですし、また議員の仕事でもありますので、何とか力を合わせて地震に強い本巢市をつくり、住みよきランキングが1位になるように頑張っていきたいと思っております。

続いて、根尾診療所について質問をさせていただきます。

根尾診療所については、昨年令和5年度も赤字と聞いております。細かいことまでが分かりませんので、令和4年度を参考にお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この根尾診療所は、本巢市が豊かな時代、約30年ぐらい前には、本巢市は合併をしていなかったわけでもありますけれども、根尾地域においては人口が2,500名ぐらいのときに財政力は60億というふうに聞いておるわけであります。同じ地域で、真正においては1万4,000人近い人がいても同じような60億というふうに聞いておるわけであります。

そういう中で、言葉は悪いですが、2,400人で60億の財政の豊かなときに、いろいろな形で根尾地域においては市民サービスが行われていたわけであります。けれども、その大きな財源がなくなって、今地域だけでいうと約10分の1以下にまで財政力が下がっているという中であります。

けれども、根尾診療所のことについては、いろいろな問題が起きていると思っておるわけであります。そういう中で、市民の方たちからどうなっているんだという声を聞きますので、あまり得意の分野ではありませんけれども、質問をさせていただくわけであります。

令和4年度の根尾地域の受診者数、要するに根尾診療所に行った人の数は8,018名と聞いております。土曜日を休みとし、診療所が開いている日にちを年間240日と仮定しますと、1日の利用者は33名となります。根尾地域のお医者さんは3名いると聞いていますので、お医者さんが1日に診る患者さんの数は11名ということになります。3名のお医者さんにかかる人件費が総額で9,600万円以上と記載をされています。令和4年度の赤字金額が約1億2,000万円ですので、7割以上が人件費となるわけであります。お医者さんの1か月の報酬が100万円を超えているとか、100万円に近いとか聞いているわけでありますが、お医者さんの1か月の報酬はいかほどか、お尋ねをいたします。

また、高齢のお医者さんもお見えと聞いていますが、3名のお医者さんの年齢はいかほどか、お尋ねをいたします。そして、1日33名の患者さんを診察するのに、なぜ3名もお医者さんが必要なのか。

以上3点について、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

根尾地域及び外山地域においては、長年の間、民間の医療機関が存在しない地域であり、地域住民も高齢化が進んでおります。このような状況の中、医療が行き届きにくい、いわゆる無医地域にならないように医療の確保に努めているところでございます。それぞれの地域の唯一の医療機関であり、今後は診療所の運営体制についてどのように進めていくか、検討が必要と考えております。

現在、根尾地域の常勤の医師は2名、本巢診療所の常勤医師は1名が勤務しており、代診医師も含めて対応しております。根尾診療所は月曜日から土曜日まで、本巢診療所は月曜日から金曜日まで診療しております。

議員御指摘のとおり、2つの診療所を合わせて、受診者数は1日平均33人となり、1名の医師につき1人当たり受診者数は11名となります。

参考までに、近隣の僻地の診療所について、1名の医師につき1日当たり20名程度と伺っております。このような状況を考えると、今後受診者数に応じた医師の人数を再度検討する時期に差しかかっていると考えております。

3名の常勤医師につきましては、根尾診療所は現在61歳、60歳の正職員、本巢診療所は78歳の会計年度任用職員の1名となっております。1月当たりの報酬でございますが、年収から割り戻しますと、正職が150万円ほど、会計年度任用職員は120万円ほどとなっております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

お医者さんの給料が150万円だとか、120万円だとか、普通の人から見たらびっくりする金額でありますけれども、お医者さんにどうですかと、100万円以上の給料ですけれどもと聞いたところ、お医者さんが笑っております。金額がどうのこうのというよりも、田舎のほうに行くお医者さんはいませんよというようなことでありました。そういう中で、3名も本巢市に来ていただけるというのは、言葉の悪い言い方をすれば、お金で来てもらっているのかなという気がするわけであります。

お医者さんとしては、11名診るのに、1か月に1日11名診るだけで1か月150万円も給料がもらえるとなれば、非常にいい就職先かなという思いをするわけであります。

次の質問に移ります。

これは再質問という形で結構でございますけれども、昨年3,000万円近い診療器具の購入を議会で認めたわけでありまして、いまだ購入はされていません。その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

3,000万円近い機器というのはC T装置についてでございますが、平成20年度に購入しまして15年間経過しており、老朽化により更新が必要となっております。令和5年度の当初予算で購入を認めていただきましたが、令和5年度の診療収入の決算見込みが当初予算額に対し、1,183万円の減額見込みとなったこと及び前年繰越金が695万5,000円の減額になったこと、合計で1,254万8,000円の一般会計からの繰入れが必要になったことから、更新を見送ったものでございます。

当初、C T装置の更新2,700万円の財源といたしましては、国庫補助金825万円、過疎債1,870万円、残りは一般財源で更新を予定しておりました。しかしながら、過疎債は翌年度5年間にわたって年間374万円ほど元利償還金が発生することや、購入の保守料として毎年260万ほどの維持費がかかることから現時点での更新は難しく、今後の財政事情を鑑みますと運営状況の安定化を図ることが最善との判断をいたしましたところでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員。

○13番（鰐本規之君）

再質問という形で結構なんですけれども、買わなければいけない診療器具を買わなかったということは、その機械はなくていいというふうに判断していいのか。また、悪いところだけ直して、機械は古いけれども直して使えば使えるというふうでやめたのか、改めてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

現行の機器につきましては、当面の間、故障したところを修理しながら使用する予定でございます。今後のCT装置の更新につきましては、7年度以降の経営状況を見ながら、経営の安定、患者数の増加など改善の兆しがあれば、更新の検討をしていきたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鰐本議員。

○13番（鰐本規之君）

早い話が、お金がないので古い機械ですけれども、悪いところだけを直して使っていくというふうに解釈してもよろしいんですか。分かりました。そういう解釈なら、そのような解釈ですしかないかなという思いをするわけであります。

そこで、市長さんにお尋ねをするわけでありますけれども、先ほども言ったように、この数年間、1億円以上の赤字が続いています。昨年、診療器具の購入を認めたわけでありますけれども、担当部長さんの答弁から察しますと、今言ったように、歌の文句ではないですけれども、型は古いがというような形で、機械が古いけれども何とか修理をすれば使えるというような答弁と聞こえたわけであります。

私としては、古い機械で検査を受ける気には到底なれないわけであります。私は、何せ最新の機械でこの未破裂動脈瘤というのを見つけ、今も生かされているわけであります。これが検査で見つかっていなければ、もう十数年前に、この席に立っておるわけではないし、名前も戒名に変わっていたはずなのであります。ですので、診察する機械というのは非常に大切なものであります。この大切な機械が古くても直しながら使うということについては、お金がないということであれば、これはこれでまた一つ考えなければいけないなという思いをするわけであります。

岐阜市のように大きなまちなら、市民病院を持つことはできると思いますけれども、この本巢市の財政力では非常に難しいと思うわけであります。毎年1億円以上もの赤字を続けている根尾診療所をいつまで続けられるのか、心配ではあるわけであります。

先ほど述べたとおり、診療所の年間利用者数は8,018名ですけれども、赤字額を利用者数で割りますと1人当たり約1万5,000円ほどになります。1人の方が診療所が開いている日に毎回診察に

行きますと、年間では360万円にもなるわけであります。

部長さんの答弁にもありますように、古い機械を直し直し使う根尾診療所ではなく、最新の機械がそろっている南部の病院に行っていただく政策。例えば、根尾地域の方たちが最新の機械がそろっている南部の病院に通うときに足として使う樽見鉄道の代金や、またタクシー代を市が出すとか、多少足代を多めに出したとしても、診療所を続けるよりも赤字幅は相当に減らすことができると思います。

また、寝たきり等で診療所に来られない患者さんに、患者さんは別ですが、診療所に来られる患者さんの家に直接お医者さんが出向き診察することは医師法で禁止されていると聞いています。移動スーパーのように患者さんの家の近くに行き車の中で診ていただく移動式診療所にするとか、いろいろな考えはあるかと思うわけでありますけれども、1億数千万も何年も何年も赤字の続いている診療所について、市長さんは市長さんの思いもあるだろうと思いますので、市長さんにその思いをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、根尾診療所につきましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほどから御議論いただいておりますように、根尾診療所の運営状況につきましては、根尾地域におけます人口減に伴いまして患者数の減少が顕著ということで、近年、御質問のように恒常的な赤字がずっと続いているのが現状でございます、非常に厳しい運営状況でございます。

しかしながら、先ほど市民環境部長もお答え申し上げましたように、根尾診療所は地域唯一の医療機関であるということ、また地域医療の担い手ということで、私どもはぜひ経営の健全化を図るということで、赤字をできるだけ減らしながら、引き続き存続を視野に検討していきたいというふうに思っております。

このため、経営の健全化を図る取組といたしまして、先ほど来お話が出ていますけれども、患者数に応じた診療体制の見直し、また設置してございます、先ほど来、医療機器などのお話もたくさん出ておりますけれども、こうした医療機器の精査を行うことによって、人件費の抑制ですとか、不必要となる医療機器の使用廃止、こういうようなことによって経費を大幅に抑え、今後も地域住民の皆様に必要最小の医療を継続的に提供できるような仕組みを構築して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

鏑本先生の御提案の先ほど来ありますように、診療所をなくして南部の病院への交通費の支給とか、移動診療車両の導入などによってやったらどうだという大変大胆な改革のお話でございますけれども、先ほど述べましたこうした対策、経営健全化の取組をまず実行して、なお多額の赤字が今後も継続するようであれば、今御提案をいただいたような対策も一つの手法ということで今後検討してまいりたいというふうに考えています。

基本的には、何とか地域の医療の大事な部分でございますので、何とか存続に向けて知恵を絞って取り組んでいきたいなというふうに思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この根尾診療所を続けるにしても、やめるにしても、必ず批判が出るわけであります。この診療所だけではなく、この本巢市においては表に出ている部分の評価は非常に高いわけであります。高速道路ができる、また公園もできる、幼稚園も新しくなった、学校にはクーラーが全部設置されるようになった、学校の給食費も安くてうまいと評判である。日本中に広げたいような政策がいっぱいあるわけであります。

そういう中で、そういう評価が非常に高く、住みよさのランキング、常に3番と。この3番を続けていくということも非常に努力の要ることだろうと思う。市長さんの判断、また職員さんたちの努力、そして議員たちの協力の中において、これがなし得ているだろうというふうに思うわけであります。

けれども、本巢市においては、日に当たらない隠れた負の遺産と言ってもいいものがたくさんあるわけであります。根尾地域においては、今一般質問をしているこの根尾診療所、これは下の人、南部の人が聞いたら非常に気分が悪くなる話であります。さきに質問をした水道等々についても、北部のほうはきちんとなされているけれども、南部のほうはなされていない。この現実を市民一人一人に聞いた場合、どういう判断をされるかということを考えれば、非常につらい思いをするわけであります。

根尾地域においては、この診療所のほかにも、温泉施設が今閉めたままとなっている。これをどうしていくのか。また、糸貫地域においても、プールの再開をしてほしいという声もあるけれども、あのプールの再開においては何十億というお金が最終的には必要になってくるであろうということを経験したときに、これをどうして有効な市民が喜ぶ、また市民の方たちに喜んでいただけるような改革ができるのか。また、幼稚園の跡地、糸貫にある西幼稚園の跡地は使わなくなってから相当年数がたつわけでありますけれども、そのままの状況が何年も続いている。

こういうような形で、いろいろなところに負の遺産というものがあるわけであります。こういうものをどうしてきちんとして負の遺産とならないようにするかということについては、どこの何を1つなくしても批判は出るわけであります。この批判を受けるのが嫌だと言っておれば、非常に住み心地のよいというのか、座り心地のよい市長室になるだろうと思うわけでありますけれども、この批判を受けてでも、今後この市の運営をしていく市長さん、また職員、またそれを背負って生きていく市民のために何とかしようとするれば、やはり勇気の要る決断が必要だろうと思うわけであります。

診療所については、市長さんも私も同じような年代でありますので、私と年はそう変わらない。

議長席に座っている大西議長も後期高齢者という形で、年はよく似ているわけでありすけれども、私たちの年になると、いつ寝たきりになるか分からない。そうなったときには、間違いなく病院に入院しているだろうと思うわけでありす。診療所に行ける、また地域の病院に行けるということは、私の言葉が悪いかもしれませんが、そこそこ元気な人だと。本当に悪くて寝たきりで熱も出て、もう動けないような人はもともと入院しているわけなんです。そういうことを見れば、少し遠くから大きなお医者さんに来てもらう、そのための手間代というのか、そういうようなものを少し多めに出しても、さほど問題はないのではないかなという思いをするわけでありす。

いろんな形でつらい決断、また勇気ある決断をすることによって、マイナスがプラスになることもあるわけでありす。市長さん承知のとおり、大和園においては長年にわたって赤字が続いていたわけでありすけれども、今は県会議員になった黒田議員をはじめとして、議員たちが、また職員たちと何度も何度も会議を重ね、どうしたらいいかということで改革を進めていって、結果として黒字になった経緯があるわけでありす。

ですので、やり方、方法についてはいろいろあるかと思いますが、この大和園の黒字という改革においても、それを利用していただけの人にとっては何ら問題もなく批判もなく、赤字が黒字になったわけでありすので、そういうことも含めて、市長さんには大いに勇気ある判断をしていただきたいと思います。

この根尾診療所、また長屋地域にある流水プールについては、4月13日に真正にある文化ホールで市民集会を開きたいと思っております。その中で、市民の方たちにいろんな御意見をお伺いができたらいいなというふうに思っております。C C N e tを見た方で、またここに傍聴に来ておられる方で、4月13日10時から始まりますので、一人でも多くの市民の方に来ていただいて、市民の方の声を聞きたいと思っております。

次の質問に移ります。

次の質問は、砂利採取のことについてでありす。

この砂利採取については、通称陸砂利と言うわけでありす。砂利は、この根尾川にもたくさんありまして、根尾川の砂利を業者の人に取っていただいておりますわけでありすけれども、これは経費もかからず、地域の人にも迷惑をかけず、確かにダンプの往来は多くなりますけれども、根尾川が非常にきれいになったという形で評価をいただいております。

一方で、陸砂利という事業があるわけでありす。この陸砂利という事業は、田んぼに大きな穴を掘って、その下にある砂や砂利を採掘することを陸砂利というふうで業者名では言っているわけでありす。

今、田んぼに大きな穴を掘って、十数メートル穴を掘って陸砂利を取っているわけでありすけれども、どういうわけか知りませんが、市長さんの住んでおられる地域が非常に多く穴ぼこができているわけでありす。私みたいに口の悪い市民にとっては、あの地域だけ何か多いような気がするけれども、市長さん何かもらっておるのかというようなことを言っておる口の悪い人もおられると聞いておりますけれども、そんなことは間違ってもないだろうと思っておりますけれども、

この陸砂利を掘ることについては、私の地域でも今掘っているわけであります。

私の家の近くは、高速道路が走っているわけであります。この高速道路、走るはいいいんですけれども、高架となっているわけであります。一般質問のときに地震のお話をしたわけでありますけれども、淡路大震災のときにテレビを見たときに、高速道路の高架が傾いて、また倒れたりして、バスが半分落ちかかっていた映像を見たときに、何とも言えない衝撃を受けたわけであります。間違ってもそういうものが壊れるということは想定の中ではありませんでした。何かのドラマじゃないかなと思ってテレビを見たぐらい、ショックを感じたわけであります。

その高速道路の高架が、私の住む中野地域には民家のすぐ近くを通っているわけであります。その地域に、私の家のすぐ近くに今3か所目となる砂利採掘が行われようとしているわけであります。

砂利採掘が行われるということは、畑の下に砂利と砂がたくさんあると。だから、掘って業者はお金にしたいというわけであります。このことは、液状化になる可能性が非常に高い地域ということであります。液状化になることが非常に高い地域に、またそれを誘発するような砂利を掘る穴を15メートルも掘ることによって、この高速道路の高架に何らかの影響があるのではないかと思います、心配をするわけであります。

この砂利採掘に対しては県の許可でありますので、議員各位にお配りした資料を見てもらうと分かるのとおり、砂利採掘法というのは特別法でありまして、なかなか地域の方たちの反対がどうのこうのということで取りやめることができないような法律となっているわけでありますけれども、ルールはきちんと定められているわけであります。

県においては、砂利を掘る土地の周りの地権者の同意も必要と記載されているわけであります。ですので、隣の土地の人も、もし万が一地震で何ぞあったときには被害が大きくなる可能性があることを承知で了解をしているものというふうに判断をするわけであります。そういうことで、県のほうはそれに対して許可を出しているわけであります。

けれども、もう一方の許可というものが必要なわけであります。

本巢市の農道は、約14トンの重さに耐えられるように農道の整備がされているわけであります。この農道に大型のダンプが砂利を満載にして出入りをするということになれば、総重量で20トン以上は優に超えるわけであります。それが何度も何度も往來をすれば、14トン以下の想定で造られている農道はとても耐えられるわけがありません。そのことは業者の方もよく知ってみえますので、そうならないために何とか鉄板を敷くことを許可していただきたいということで、市のほうに申請をしているわけであります。市のほうでその申請を受けて、いいですよという許可が出たときに、業者は鉄板を敷くために北方署に行って、通行止めをして、鉄板を張りますよという許可をいただいてくるわけであります。ですので、市の許可がなければ鉄板は敷けないわけであります。

その中で、私の地域においては、その鉄板を敷くことにおいて、どうもルールを逸脱している気もするし、何とか車の通行、また子どもの通学路という形になっていますので、雨が降ったときとか、何かのときに滑らないようにという対策をするということがルールの中で記載されているにもかかわらずしていないということで、地域の方々の多くが反対の意見を言っているわけであります。

そういう中において、どういうわけか知りませんが、鉄板を敷くことの許可が出ているということでもありますので、どういう経緯で許可が出ているのか、また許可を出した許可権者としての責任についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、道路占用許可の条件について、市の考えのほうをお答えさせていただきます。

現在、市道に工作物等を設け、継続して道路を使用する場合には、管理者である本市に道路占用許可申請書を提出していただきます。申請に対し、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれがないと判断した場合には、市独自の道路占用許可条件を付して道路占用を許可しております。

砂利採取事業につきましては、砂利採取事業の申請時に自治会長に説明した旨の確認書が添付されているため、道路占用許可の条件にある工事の着工前に自治会長及び隣接する土地所有者等に工事内容を説明し、必ず了解を得ることを満たしていることと認識しておりましたが、先ほど申し上げられましたとおり、一部の地域の自治会長及び地権者から、道路に敷鉄板を敷くことについては了解していないとの通知を受けまして、事業者に対して口頭注意、文書注意の指導を実施いたしました。現時点におきましても、この許可条件を遵守していないと判断いたしまして、今後は道路占用許可の取消しに向けた手続を進めてまいります。

このように、道路占用許可後であっても、許可条件が守られない場合には口頭注意、文書注意による指導を順次実施していき、それでも許可条件を遵守できない場合につきましては、許可取消しとなる場合がございます。

なお、再発防止策といたしまして、道路占用許可時には自治会長及び隣接する土地所有者等から了解を含めた書面の添付を必須条件として進めてまいります。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今、答弁の中にありました工事内容について地域の方たちに説明をし、了解をしていただくということになっているわけであります。了解とはどういう意味かということなんですね。この文書を今細かくは分かりませんが、説明を受けましたよという承諾書は、皆さん受けた以上は出すわけであります。聞いていなかったよとは言えませんから。けれども、工事内容について聞いてはおるけれども、工事内容において、またやる作業において同意をしたわけではないんです、承諾をしたわけではない。ですから、うちの地域においてはそんな承諾はしていませんよということで、市長さん宛てについて、早く鉄板の撤去を求める嘆願書が出されているわけであります。このところを業者は、私に言わせれば悪用していると思っているわけであります。

今、本巢市で砂利採掘を行っている業者は1社のみであります。この1社、ここで名前を言っても何ら問題はないと思うわけでありますけれども、担当者、またそれに関連する人は一々聞かなくても分かるかと思うわけであります。この業者はルールに従ってやっていないよということで県のほうからも指摘を受け、指導を受けている業者であります。議員にお配りした資料の中にも、県からの私の質問についての答えが載っているわけであります。

この業者において、県からも、また本巢市が庁舎を建てる時に手に入れた土地においても、許可は約9メートルぐらいまでは掘ってもよろしいですよと、角度は45度ということで記載をされているにもかかわらず、ボーリング調査をした結果、14メートル強まで掘っているということになれば、許可範囲を超えただけの深さで掘っているということであります。

また、私の地域において砂利を掘っていたときに、埋め戻しという形で産業廃棄物を入れた事案も発覚をしており、そのことによって市民環境部長さんたちが来ていただいて、また県の職員も来ていただいて、即座に撤去するというような命令を受けたわけであります。私が知る限りでも3件の違反事項があるわけであります。

ですので、こういう業者に対しては約束をきちんと守るように、また許可を出す場合においてもしっかりと吟味をして、このことを出すことによって、本巢市にとって不利益にならないかもよく考えて出していただければと思っているわけであります。

私は、砂利採掘をすることを駄目だと言っているわけじゃないんです。ルールに従ってやったらえれば結構ですし、大型のダンプで出入りしなくても4トン車以下の車で砂利採掘をやっていたければ何ら問題はないと思っておるわけでありますので、そういう方向に持っていくように、本巢市も財政が豊かではありません、農道の修理にも結構なお金がかかりますので、安易な方法で許可を出さないようによろしく願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

1時間経過しておりますので、ここで小休止、暫時休憩をいたします。5分間休憩します。あの時計で30分に再開をいたします。

午前11時23分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（大西徳三郎君）

会議を再開いたします。

続いて、14番 臼井悦子君の発言を許します。

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

初めに、本年去る3月11日で、2,002万人以上が犠牲になりました東日本大震災、今年で13年の月日が流れました。まだまだ復興の途にある中、また今年、新年には能登半島地震と地震災害の続

く日本、多くの人が不安を感じていることです。被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

先般、3月9日、本巢市内の中高生でつくる市ホープ防災リーダーズが発足しました。本当に若い力で本巢の災害対策に向けて発信するという大変力強い活動が始まりました。市民の皆様の安全のためにありがたく思いました。

さて、貴重な時間をいただきましたので、2つの質問をさせていただきます。

最初に、市営バスの運行事業についてです。

現在、根尾本巢北部線、本巢糸貫線、真正線と、市営バスがそれぞれ運行されております。令和6年度には新庁舎移転に伴い運行状況の見直しも行われると思いますが、最初の質問といたしまして、現在市営バスの運行に対するお考えについてを総務部長さんにお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、市営バスの運行に対する考えにつきましてお答えをさせていただきます。

現在、市営バスにつきましては、根尾能郷線、根尾宇津志線、根尾松田奥谷線及び本巢北部線（旧ササユリ）でございますが、旧町村時代から本巢・糸貫線、真桑線、弾正線が合併時から運行しており、全ての路線において本庁舎もしくは各分庁舎への乗り入れを行っているところでございます。

この市営バスの運行内容の検討につきましては、学識経験者や他の公共交通事業者、地域公共交通の利用者などを構成員といたしました本巢市地域公共交通活性化協議会で運行内容の協議をしております。本協議会におきまして、固有の交通手段を持たない方の交通手段の確保については、公共交通機関の最大の目的の一つであると考えていますことから、根尾地域を除く4路線につきましては、新たに新庁舎へ、また近接するもとまるパークにも乗り入れる予定でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

新たに新庁舎、またもとまるパークにも乗り入れるというので、そのコースの中にモレラ岐阜へも乗り入れをする計画についてはいかがでしょうか。やはり市民の方もそういったお買物とかしたいという御希望もございますので、その点について再質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

現在、本巢北部線につきましては、モレラ岐阜へは乗り入れをしていないところでございますけれども、この北部線につきましては、モレラ岐阜への乗り入れの要望が以前から多くございましたので、新庁舎開庁に併せまして、モレラ岐阜への乗り入れを現在予定しておるところでございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。本当にいろいろ市民の立場になって考えていただいておりますことに感謝いたします。

近年、高齢者の免許証の返還によりまして、今後移動に大変不便を感じる人も増加することと思われまます。病院、買物、行政への手続、市民活動、これらのことなども考えますと生活に不安を感じられることもあると思います。

そこで、2つ目の質問ですが、市民の利便性への対策についてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、市民の利便性の対策につきまして、お答えをさせていただきます。

本巢市地域公共交通活性化協議会では、市営バスの利便性向上のため、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を進めています。この協議会によって、平成21年度から本巢市地域公共交通総合連携計画に基づき、路線再編や利用促進策などを実施してきましたが、利用者は減少し続けていました。そこで、平成29年9月に本巢北部線のバロー本巢文殊店への乗り入れ、本巢・糸貫・真正地域運行路線につきまして、2路線から3路線の分割等を行いました。その結果、本巢・糸貫・真正地域の路線では利用者が微増傾向に転じております。

今回の新庁舎統合に伴う路線再編案の作成に当たっては、極端に乗降客の少ないバス停を除いて現状のバス停の位置を維持して作成をしております。完成した路線再編案は、パブリックコメントとして各庁舎やホームページのほか、市営バス車内にて閲覧できるようにし、あらかじめ御意見をお伺いする期間を11月1日から12月末までの2か月間を設定いたしました。パブリックコメントの結果については、毎日運行を望む声が1件あったのみであり、新たなルートや時刻表については反対意見はなかったところでございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

利用者の意見などをお聞きした上で、新たなルート、時刻表について御検討いただきありがとうございます。生活環境とか交通事情も変化する中で、いろいろ対応も変わってくると思います。今後の行政としての対応につきましてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、今後の対応につきましてお答えをさせていただきます。

新庁舎開庁の本年7月16日に合わせて、新たに再編した市営バスの運行を実施いたします。また、路線再編後も継続して利用者及び市民の声を伺いながら、よりよい市営バスの運行の在り方を検討してまいりたいと思っております。

さらに、令和7年度は本巣市地域公共交通計画の更新期でありますので、市営バスのみならず、鉄道や路線バス、タクシーといった様々な公共交通機関との連携を図るとともに、現在国で検討されており、また一部地域で実証実験が見込まれておりますライドシェアの有効性についても検討し、市民の公共交通機関の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ただいまのお話の中に、国で検討されている実証実験が見込まれているというライドシェアについてということですが、これは一般ドライバーが運転する自家用車に利用者が相乗りする、地域によっては隣の人が出かけるところへちょっと乗せていってというような感じで、現在もそういうことはございます。ただ、これを公に行政のほうから推奨するということについては、少し心配するところがございます。このことは、地域によって高齢化とか人手不足、果たしてそういうことが可能なのか、また責任など考えられますが、この件につきまして再質問でお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、このライドシェアの有効性、こちらについてお答えをさせていただきます。

ライドシェアにつきましては、現在、国で法整備などの議論がされており、全国の市町村では既に運用されている自治体もあるようでございますし、これから実証実験を始めるところもあるようでございます。

本巣市におきましては、北部地域で抽出した方々にライドシェアについてのアンケートを行いま

して、現在取りまとめのほうをしておりますが、事故があった場合はどうなるのかなど、やはり個人が運行する形態への不安感はあるようでございます。

また、タクシー会社との調整をどうしていくのかなど課題が多くありますので、他の自治体の事例を参考にしながら、また国の協議結果を見ながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

今後も地域の活性化並びに高齢者や弱者の利便性向上に向けて、状況に応じて改善とご検討をしていただきますことをお願いいたしまして、この質問については終わります。

それでは、次に、おくやみハンドブック等についての質問でございます。

高齢化が進み、あらゆる手続が困難を来すこと、また、特に独り暮らし高齢者数の世帯数についても増加傾向にあります。現状において、死亡、相続に係る遺族の負担は大きい状況です。配偶者が高齢となるケースや家族の形態により親族が遠方にいるケースなども増え、遺族が行う死亡、相続の負担はますます増加することが想定されます。

今回質問いたしますおくやみハンドブックとは、市民の方の手続軽減のために作成されたもので、遺族として必要となる各種手続について、必要な持ち物や受付窓口をまとめたものです。県内でも既に作成され、活用されている市もあります。

まず初めに、現在、このことに係る市の状況について、市民環境部長さんにお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

まず、死亡届については、ほとんどの場合葬儀社の方が手続に来庁されます。その際に、市役所で必要となる手続をまとめた一覧を遺族の方にお渡ししていただくようお願いしております。その一覧には、手続の対象となる方、必要となる持ち物、問合せ先となる担当課、その連絡先を記載しており、御不明な点は事前に問合せしていただけるような内容となっております。また、後日御遺族の方が手続に来庁されるときは、各課の地域調整課等窓口において手続の漏れがないよう一覧に沿って御案内している状況でございます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

確かに本市としては、A4版の御案内、また説明が表裏に書かれたものがございます。私もいただいた経験があります。それよりもさらに詳しく、分かりやすく1冊の冊子に説明されている手引書がおくやみハンドブックです。中には、16ページ、28、40、54とか80とか、いろんなページ数で構成されているものもありますが、私自身も昨年多くの手続をしましたが、私の子どもがほかの市にこんな便利で分かりやすい冊子があるよと言って見せてくれたのが、このおくやみハンドブックです。これはちょっと遠い、沖縄のものなのですが、ちょっとこんな沖縄風の花もついています。この中には、大変分かりやすくまず何が必要かということをもチェックで本人が書いておくんです。それを行政のほうで本当に丁寧に説明をするというような冊子になっております。

本当に、遺族となった悲しみの中での手続でございます。心の手伝いをしてもらえるようで、こんなのがあればいいと思いました。このおくやみハンドブックの作成についてのお考えを市長さんにお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

おくやみハンドブックとは、先ほど来お話がありますように、御遺族の手続を分かりやすくまとめた冊子でございます。死亡時に必要な手続は非常に多く、不慣れなため手続が分かりにくいという問題もございます。このおくやみハンドブックを作成している他の自治体の掲載内容を見てみますと、先ほどちょっとお話もありましたけれども、必要となる手続の一覧表、また手続に持参するもの、また相続に関することなど、それぞれの自治体によって15ページぐらいのものから、詳しいものは25ページ以上もあるようなものがありまして、それぞれ各市町の内容等そういったものが少し変わっているようでございます。

本市では、死亡後の手続の一覧というのは、先ほど市民環境部長、御説明申し上げましたように、A4サイズ1枚にまとめて御遺族の方に確認しながら市役所での手続に必要な書類等の御案内をさせていただいておりますが、市役所以外での手続もございまして、御遺族がどのような手続が必要なのか、またどこへ行けばいいのか分からないなどの課題もございます。

こうしたことから、本市におきましても、他の自治体におけるハンドブックを参考にしながら、御遺族の方にとってより分かりやすい掲載内容となるよう、作成に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございました。ぜひとも作成に向けてよろしくお願いいたします。

今回、本市の新年度予算案関係の新聞記事の中で、新庁舎の開庁後は、どんな福祉相談も断らず支援することを目指した総合的な相談窓口を設置するというコメントが掲載されてありました。このおくやみハンドブックに関連し、慣れない手続について、手続漏れや書類の不備により何度も手続を繰り返す負担が軽減され、手続を応対する職員にとっても負担軽減されるおくやみコーナーは大変親切でありがたいと思います。遺族の方に寄り添えるサービスの提供、いわゆる手続のサポートができるというコーナーです。他市町でもかなり設置されているところがございます。職員が常駐しなくても、サポートを必要とする方の要請に臨機応変に対応できるシステムであればいいと思います。このおくやみコーナーの設置についてのお考えを市長さんにお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げます。

おくやみコーナーの設置につきましては、死亡後の各種行政手続を行う際、御遺族の負担を軽減できるものとして他市町村の開設状況やその必要性について、本巢市においても検討を進めてきたところでもございます。

本市におきましては、近年では年間、住民登録の人だけではなくて戸籍謄本のある方も含めまして平均約500名近い方がお亡くなりになって、窓口のほうに来ているというような状況でございます。

死亡後の手続につきましては、私ども、先ほど今井議員もお話がありましたけれども、私も2回ほどこういう経験をさせていただきました。人生、皆さんがみんな経験するような手続ではありませんけれども、たまたまそういう地位というんですか、ポストにいと、家族のことなのでやっていかなきゃいけないというようなことで、こういう経験もさせていただいたわけですが、なかなか手続が慣れているわけではありませんので、私自身も慣れない手続、そういったことでたくさん書類を何回も書いて、何枚も書いて、また足を何回か運んだりとかということを経験いたしました。本当に、非常に時間がかかりますし、御遺族の方の書類作成、心理負担というのは非常に私自身もそう思いましたけれども、非常に大きいのではないかというふうに認識をいたしております。

また、職員側におきましても、いつ御遺族が手続に来庁されるかわからないこと、また死亡後の手続が重なると対応に時間がかかってしまうという現況もございまして、必要以上にお時間をいただいているということが課題になっておるところでございます。

このような負担を少しでも軽減するため、先ほど来お話がありますように、新庁舎開庁に併せて優先的に使用できる相談室を設け、予約制のおくやみ窓口を開設する予定にしております。予約制にすることで、御遺族の方が来庁されるまでに事前に必要な手続処理をこちらの私どものほうでも

準備できること、また、お待たせすることなく御案内することができて、御遺族、職員双方の負担軽減につながるものと考えておりますので、新庁舎開庁時にはこういった予約制の窓口を開設して対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○14番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

今まで私も手続に行きましても、大変窓口では御親切にいろいろ教えていただいたり、それは本当に感謝するところでございます。もし本当に、もっと高齢とか、もっと全然地域が分からないような方がそういう体験をされたときには、必ずこれは役に立つものと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまで多くのハード面を実践されてまいりました本巢市の市長さん、本巢市の基盤を構築していただきました市長さんの今後のソフト面としての市民に優しい行政を大いに御期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

この際、暫時休憩をいたします。午後1時から再開をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、15番 道下和茂君の発言を許します。

道下君。

○15番（道下和茂君）

午後1番の質問者となりますが、よろしくお願いいたします。

藤原市政もいよいよ5期目となります。まずはおめでとうございます。

所信表明では、課題に自ら先頭に立ち、汗をかき、市民の皆様の声を聞き、さらなる進化を目指し、対話重視、現場主義、市民目線を基本姿勢に、6つの基本施策に取り組んでまいりますと述べておみえです。経験を生かし、さらに住みよいまちづくりのために頑張っていただくことを御期待申し上げ、それでは通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

今回通告してございます辺地診療所は、辺地医療を担い、住民の健康保持のため存続が必要なために、前向きな改善策などの質問をさせていただきます。

まず1番目に、国民健康保険診療所についてでございますが、本巢・根尾地域に所在します国民健康保険診療所は、旧町村が国民健康保険を行う事業の一つとして設置された診療所で、辺地を有

する地域や過疎地域にある両施設とも本巢市中北部、本巢市北部の住民の医療を担う医療施設として診療を行う一方、都市圏域の医療機関と連携を図りつつ、地域の包括的医療の運営に心がけることを目的として、旧町村で住民の強い要望と先人たちの努力により設けられ、合併後も地域医療施設として住民の健康保持に大きく貢献し運営されてまいりました。

現在、この地域では、国の運営補助金の交付税措置や補助などに加え、関係者の努力により無医地区や準無医地区に準ずる地域になってはいませんが、現状を考えると、そうした地域になる可能性も否定はできません。地域に居住し、生活される住民は不安の声もあり、人口流出に拍車のかかる一因ともなっております。住民が少しでも長く住み続けられるためには医療機関は必要であり、存続を図っていくことは大切なことでございます。

令和5年第5回定例会で報告がありました両診療所は、近年、人口減少により外来患者数は平成25年度を境に減少傾向が続いており、平成25年度の外来患者数の数値を100%とした場合、令和4年度では根尾診療所では41.1%、本巢診療所では36.3%の減少となっており、今後も外来患者の増加が見込まれず、経営は厳しい状況が続くことが予想できます。

そうしたことを踏まえ、経営改善策として4項目の改善策を示され、内容はいずれも現在の課題の検討をすると思いますが、具体的なことは示されておられません。将来にわたり地域医療を確保し、住民の健康が保持され、安心して暮らせる医療環境は、辺地を有する地域や過疎地域では必要で重要な施設であります。中長期的な経営計画に基づく具体的な改善策や時期について示されました4つの課題について、順番にお聞きしてまいります。

まず(1)番目に、地域のニーズ把握について、地域のニーズを把握する目的でアンケートを実施しますとの報告でございました。

地域の医療施設は、診療や包括的なケアへの備えとして住民の医療や健康に関する心のよりどころでもございます。地域住民からは様々な声も寄せられております。中には、居住される住民の意識や考え方の改革も必要なこともございます。日常の業務の中で気づかない業務の改善点も見つかります。住民に愛され、親しまれる診療所を目指し、地域のニーズを把握し、いかに経営改善を行い、経費削減や収益向上に結びつけるのは大切で必要なことです。地域ニーズの把握のためにアンケートの実施を検討されると報告を受けました。実施をされる場合、医療や福祉の地域のニーズを把握するために、アンケートの対象住民や内容、実施時期、またアンケート結果はいつ頃までに取りまとめができますか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

本市の北部地域にあつては、人口減少や高齢化が進んでおります。高齢者が増加することにより糖尿病や高血圧など生活習慣病の増加が見込まれるほか、住み慣れた地域で在宅療養を希望する方

が増加するなど、地域の医療へのニーズも変化すると考えております。このようなことから、地域住民の診療所に求めるニーズ把握をするためアンケート調査を実施します。

対象につきましては、根尾地域及び外山地域の全住民とし、各家庭へ郵送して、記入後のアンケートを返却していただき、率直な意見をお伺いしたいと考えております。

具体的には、診療所の利用状況、診療内容、在宅看護のニーズの有無、診療所の満足度などの項目を盛り込んで調査を行います。実施時期は令和6年5月までに行い、6月末をめどに取りまとめ、次年度以降の診療所の運営に反映させていただきたいと思っております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ただいま御答弁いただきましたが、アンケート結果が集約をされましたら、接遇面からでも取り組み、今後作成されます経営改善や運営方法に反映されることを期待しておきます。

次に、(2)番、かかりつけ医の必要性についてでございます。

根尾や本巣北部地域は、医療機関は診療所だけです。こうした地域では、特にかかりつけ医は健康に関して日常の診察の中での変化に気づき、必要であれば専門医の医療機関に紹介するなどの役割を果たし、いつも同じ医師に診ていただくことにより、生活習慣病の重症化予防や合併症の早期発見にもつながります。地域の医療機関は、医療をはじめ保健や福祉にも密接に関わる存在でございます。かかりつけ医の必要性については、まだまだ住民の認知度や住民への周知も十分ではないかと思えます。

そのために、身近な診療所の医師がかかりつけ医であるという情報発信を、広報紙などの活用により積極的に実施しますと報告がございました。これも情報発信の一つの方法かと思いますが、情報発信方法としましては、独自の診療所便りを発行するのも一つの手法かと思えます。年4回ほど発行し、内容はそのときに注意したい病気や、病気予防や、感染症対策などや、診療所の新しい情報、職員の紹介、外来診療担当表などを掲載し発行することが、住民との近親感もより深まり、利用しやすい医療機関となるのではないかと考えます。

揖斐厚生病院、現在は岐阜・西濃医療センター、西濃厚生病院では、病院と地域をつなぐために杏通信を発行しております。こうした情報誌を参考に、コンパクトなモノクロ印刷、両面A4程度でなら安価に発行できると考えますが、地域住民に親しまれる医療機関を目指し、診療所と地域をつなぐために、かかりつけ医などの必要性も含めた情報誌の発行はできますか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

厚生労働省のホームページの上手な医療の関わり方によりますと、かかりつけ医とは、健康に関する何を何でも相談できる上、最新の医療情報を熟知し、必要なときに専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる、地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師と定義づけされております。

市民がかかりつけ医を持つことのメリットとしましては、ささいなことでも健康状態の変化を話しやすく、気軽に受診できることから、病気の早期発見につながったり、慢性的な疾患について継続した治療を受けやすい、また患者の病歴、病状、健康状態を把握することから、いざというときに速やかに適切に対応してもらえる、傷病の状況に応じて適切な医療機関を紹介してもらえるなど、様々なメリットがございます。さらに、食事や運動など日常の健康のアドバイスが受けられ、新たな病気の予防、加えて、近年、新型コロナウイルス予防接種やインフルエンザ予防接種による感染予防においても重要な役割を担っているところでございます。

本市の診療所につきましては、市北部における唯一の医療機関であり、患者の生活に密着した医療機関を提供する地域の方々になくてはならない医療機関だと考えております。

また、特定健診、すこやか健診、根尾地域健診など実施し、市の健康事業との連携も長年携わっており、かかりつけ医としての最も近い位置にあると言えます。

このようなかかりつけ医を持つことのメリットをはじめ、診療所がふだん取り組んでいる医療の内容や設備面の紹介、季節に対応した予防接種の啓発などの内容とした診療所便りを年2回以上作成し、経営改善の第一歩として地域の皆様へ発信していきたいと考えております。

内容と発行時期につきましては、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ただいま年2回以上発信していきたいという御答弁でございますが、私は年4回ほど発行して検討されるよう申し添えておきます。

ちなみに、これは今の西濃厚生病院がこういう雑誌を、これほど立派なものではなくてもいいと思うんですが、この裏には診療担当表とか、また中には先生の顔写真入りの写真とか、またこういう機械が入りましたよ、また新任の医師の紹介とか、看護師の紹介とか、写真入りで説明しております。こうしたものを、これは根尾公民館だよりで発行しておるあれなんです、この程度のものならそんなにお金もかからないと思うんですね。こういうことをやることによって、地域住民により親しまれる医療機関となるということで御提案をさせていただきましたので、その点はよろしく願いいたします。

続きまして、(3)番の在宅医療、在宅看護についてをお聞きしますが、高齢化が急速に進む中で独居世帯や交通弱者も増え、それに伴い在宅医療や在宅看護が必要な方が増加し、地域の包括的な

医療、福祉は今後ますます必要となっており、先般の報告では、一層積極的に取り組んでまいりますとの報告でございますが、両地域では在宅医療、いわゆる往診や在宅看護の課題は以前より地域でも問題点となっており、住民からの要望もございました。

在宅医療は、医師の判断によりますが、介護保険を利用した在宅看護は一定の条件を満たし、訪問看護ステーションなどに登録事業者として登録された事業者へケアマネより配分されます。事業所申請がされておれば、ケアマネとの連携を密にいただき、在宅看護ができる体制づくりも必要です。これは、すなわち収益アップにもつながることでございます。在宅医療、看護の充実をどのように進めていきますか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

国民健康保険診療所は、地域の医療を確保、医療サービスの提供に加え、予防と治療の一体的提供の目的で設置され、現在では地域包括医療ケアの拠点としての役割を持つこととされております。この地域包括医療ケアは、介護の入り口とする地域包括ケアシステムの趣旨と同じであり、議員御質問のとおり、かかりつけ医の日常として行う診療のほか、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談等地域における医療に関する社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに、保健・介護・福祉関係者との連携を行うこと、また高齢者が安心して少しでも長く住み慣れた地域で生活できるように在宅医療を推進することが重要であると考えております。

在宅医療の推進の一つとして、訪問診療・訪問看護がございます。

本診療所の訪問診療の現状でございますが、以前、診療所へ通院された方が紹介状などで総合病院での治療、入院を経て、御自身の希望で診療所での訪問診療を受けるケースが主となっております。近年、受診者数は減少しているものの、今後は通院が困難となる高齢者が増加すると考えていますので、患者様との対話の中でニーズを把握し、訪問看護への切替えを行うなど、充実に努めてまいりたいと考えております。

また、訪問看護については、かかりつけ医の指示を受けて看護師が自宅へ訪問し、健康状態の観察、服薬管理、ケア等を行うものでございます。現在、本巢診療所において行っておりますが、根尾診療所についても事業者登録を行っておりますので、先ほどのアンケート調査の結果を踏まえ、サービスが提供できる体制を整え、ケアマネジャーと連携を図りたいと考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

再質問でございますが、在宅医療や看護は、外来診療担当表や診療時間などから考えますと、私

は可能ではないかと考えております。在宅医療、看護を実施する場合、ネックとなるのはどういったことがネックとなってくるのか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

はい、お答えします。

現在の人員の訪問看護を実施していくためには、知識、ノウハウの取得など人材育成や、限られた時間内でのスケジュール調整、新たに発生する業務に対応する必要があると考えております。患者にとって利用しやすく、職員にとって過度な負担にならないよう、マネジメント管理ができる体制を整えたいと考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ぜひとも、こうした在宅医療・看護の場合は、通常行う診療報酬より高い点数をいただけるわけでございますので、そうしたことを十分に関係者と調整を図りながら、この在宅医療・看護を行っていただきたいと、そんなふうに考えます。

それでは、(4)番の診療体制の整備についてをお伺いします。

過疎地域では、高齢化で持病がある人の割合は多く、また僻地医療は県の医療計画で取り組む5疾病・5事業の一つとして、救急医療、災害医療などとともに一体的に取り組まれるようになっておると思います。現在の体制は、これまで過疎地域ならではの多様で様々な社会情勢などにより、当地に即した体制が構築されておると思います。

近年の社会情勢の変化に伴う現在の地域の事情に即し、従前の取決めや考え方にとらわれない体制整備の見直しも必要と考えます。機器や人的問題もあろうかと思えます。関係者に現状を理解していただき、改善できるものは改善していくことも必要と考えます。地域住民の命を預かる大切な医療機関であり、医療機関の存続は地域の存続に係る重要な問題でございます。具体的にどのような体制整備を考え、実施時期はいつ頃になるかお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

診療体制の整備につきましては、運営状況が悪化し、社会状況が大きく変化する中、地域の診療所としての役割を明確にすることが重要であると考えております。具体的には、地域ニーズを把握

した上で、確実に減少していく患者数に見合った開業時間の設定としまして、例えば根尾診療所の夕方診療で、現在週2回から週1回の夜間診療、本巣診療所の診療日を現在週5回から週3回に縮減するといった検討を行います。

このほか、人件費の削減、かかりつけ医としての求められる必要な医療の提供と、その先の専門医や大きな病院との紹介状等を介した連携、医療内容に見合った医療機器の必要性の精査など、取り組んでいきたいと考えております。

また、国が進める地域包括ケアシステムの構築に向け、訪問診療・訪問看護の拡大・充実を図り、かかりつけ医としての役割を果たす必要があります。

こうした体制の構築に向け、令和6年度中に必要な検討を行い、令和7年度から新たな体制での運営を開始し、地域に根差した診療所の存続をさせていきたいと考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ただいまの(4)の再質問でございます。

まず1つ目として、7年度から新しい診療体制に取り組み、診療時間の見直し、人件費の削減などに取り組まれる、その削減金額をどのように予想し、またデジタルエックス線TVシステム、いわゆる胃バリウム検査可能な機器更新がされないことから職員健診を診療所で行われない、その結果、健診収入は減収となります。その減少金額の予想は、また診療体制などの見直しの説明を丁寧に住民に周知、どのようにされていきますか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

新しい診療体制となった場合の経営シミュレーションでは、令和7年度から令和14年度までの一般会計繰入金の平均は8,913万6,000円と試算しており、令和6年度の予算額における一般会計繰入金1億と比較しますと、1,086万4,000円の減少と試算しております。

また、デジタルエックス線装置TVシステムの機種を見直しますと胃部エックス線検査ができなくなりますので、これを基本検査項目とする職員健診については、診療所で実施することができなくなります。この場合、健診収入については、6年予算ベースで660万ほどの減収となる見込みでございます。

また、新たな診療体制の住民への周知につきましては、主に広報「もとす」やもとメール、ホームページなど、市広報媒体や診療所便りを予定しております。

また、自治会長会などで機会を得て丁寧な説明を行い、住民の理解をいただきたいと考えており

ます。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

一つ一つ経営改善して経費が削減されて、将来的に地域の医療機関として残していくためには、やはり思い切ったことも必要になってきますので、そこらの点を踏まえてよろしくお願いいたします。

2番目の再質といたしまして、職員健診はなくなり、660万円ほどの減収になるとのことですが、収益を確保のためには、地域内の事業者健診を各事業所や保険者をお願いすることはできますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

お答えします。

地域内の事業者が行う健診については、それぞれの加入する保険者が定める健診内容が実施できる医療機関が限定されます。市の職員健診についても、保険者である岐阜県市町村職員共済組合が根尾診療所との契約に基づき、職員が根尾診療所で健診を受けた場合、委託料が支払われるものでございます。検査項目など条件面で保険者との合意ができれば、健診を行うことができると思われますので、調査してまいりたいと考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

それでは、3番目の再質でございますが、現在、外来診療担当表を見ますと、こういうものがございますが、見ますと、月のうち月曜日は脳神経外科、整形外科の医師が診察をしています。これは住民から要望があつてこうしたのかは分かりませんが、その報償費は642万、歯科医師で285万円、約1,000万ほどが6年度で予算化されております。

こうしたことも経営改善策の対象とされるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

報償金については、本巢診療所と根尾診療所の代替医師分でございます。削減余地がないかどうかを検討してまいります。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

私が考えるに、本巢ですと2人の医師、本巢診療所では1人の医師がお見えです。

先ほど、この往診医師診察予定表を見ますと、時間的にも十分この月曜日をカバーするだけの余裕はあるのではないかと思いますので、その点も含めてよく検討されますようお願いをしておきます。

それでは、市長にお聞きますが、これまでの質問と答弁を踏まえまして、市長の考えをお聞きたいと思います。ますます元気で笑顔あふれる本巢市づくりを実現に向けて、市政推進のため、福祉、安全、快適などから成る6つの基本施策により、市民が未来に向かって明るい希望の持てる施策、事務事業を効率的かつ大胆に展開していくこととすると予算編成方針でも述べられておりますが、経営状況が厳しい診療所の診療体制の整備について、これからの国保診療所について、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問について市長に答弁をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、再質問についての御答弁を申し上げたいと思います。

本巢、根尾診療所等の問題につきまして、今後どう考えていくかという御質問でございますけれども、先ほど鏑本先生にもお答えしましたとおりでありますけれども、根尾診療所は地域の医療を担っている地域にとっては大事な医療機関であるというふうには認識しておりまして、先ほど来議論が出ておりますように、存続させるためにはこの大幅な赤字を解消していかなければ存続は無理なわけでありまして、これが存続できるためには、先ほど来部長が度々御答弁申し上げておりますように、診療体制の見直し等々、そしてまた診療体制を見直すことによって、診療のやり方を変えることによって、使う医療機器などの精査、見直しなどをやって、大幅に人件費、また機械の使用をやめるというようなこともやりながら、大幅な削減をやることによって基礎的な診療ができる、そういう体制だけは今後も維持していくような仕組みを今後とも考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地域にとって大事な医療機関でありますけれども、やっぱり地域の身の丈に合った医療体制の施設にしていくことが今後とも必要であるというふうに思っておりますので、そういう点でこれから運用の改善などについて検討していきたいと思っております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

今、市長が御答弁がございましたように、やはり以前とは人口もいろいろ違っておるわけでございます。現在の地域環境に即した、身の丈に合った、そうした診療所として今後も存続をしていくことが大切でございますので、その点、市長も十分御理解してみえると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、2番目の桜交流ランドについてお聞きをいたします。

うすずみ温泉施設の休館から1年余りが経過をいたしております。桜交流ランドの全施設が運営されていない状況で、さらにデイサービスや支援ハウスも今年度で閉鎖される予定でございます。この状況で放置されますと、この一帯は廃墟となっていくことを危惧する住民の声は大きくなっていくと考えるため、この公募に関し、その後の状況と施設の今後の方向性はどのようになるか、お聞きしてまいりたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、公募に関してこれまでの状況と今後の方向性についてお答えさせていただきます。

NEO桜交流ランドの指定管理者を募集するため、これまでサウンディング型市場調査や民間事業者からの意見募集、コンサルタント業者による経営分析を実施してまいりました。

サウンディング型市場調査や意見募集を行った初期の頃は、NEO桜交流ランドの再開に必要な条件といたしまして、市に多大な費用負担を求める提案や意見が多く、金銭面で民間事業者と調整が付きませんでした。現在も費用負担を求める意見が多い状況は変わりませんが、市の費用負担が少なく、民間事業者が参入しやすい経営運営方法を見いだせるように意見交換を行ったところ、観光客が二、三時間は滞在できる施設をつくらなければ、客足の増加は期待できない。また、NEO桜交流ランドの広大な芝生広場やパターゴルフ場は無駄な空間なので、見直さないと再建は難しいなど、新たな施設設備の必要性を訴える意見がある一方で、まずは芝生広場の空間を活用した小規模な運営を行い、収支にめどがついた段階でホテル・温泉の運営をしたい。また、ホテルをいきなり再開するのは無理である。ホテル経営は回転数が大事なので、客足の増加のための環境づくりをまずは小さなところから準備していかなければならないと、運営できる施設から徐々に再開すべきとの意見があり、芝生広場やパターゴルフ場、駐車場などについて具体的な活用方法の提案もございました。

市といたしましては、限られた財源の中でNEO桜交流ランドを再開するために、NEO桜交流ランド内の温泉館、ホテル館、ふるさと体験工房、パターゴルフ場、芝生広場などを一括して活用する提案のみだけでなく、民間事業者が参入しやすい施設を分割して活用する提案も認めるように

調整を行い、可能な施設から徐々に再開したいと考えております。

また、NEO桜交流ランド内の施設を一括して活用する提案に関しましても、施設を無償で貸し付けること、また一定期間の貸付け後に無償で譲渡するなどを条件に加える方向で、引き続き調整を続けてまいります。

なお、施設の一括活用、分割活用のいずれの場合におきましても、施設は現状のまま無償で貸与し、必要となる施設の改修や不具合箇所の修繕については、事業者の負担で行っていただくものとして、また温泉館につきましても、温泉営業を行うことを条件とし、それ以外の施設については用途を限定しないものとして進めてまいりたいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ただいま御答弁がございましたが、以前にも検討がされておるわけですが、温泉館の方向性について、従来どおりに指定管理方式を行う場合と、土地建物を譲渡した場合の方向性、取壊しの場合の方向性と、これは以前に3点を示され報告がございましたが、さらにそこにそれぞれ分割をして、民間事業者が参入されやすいような、またいろいろな方法をさらに検討をしていくということでございます。できれば復活をしていただきたいんですが、その点よく調査をして、委託先と、また活用先と検討させていただきたいなと思います。

それでは、(2)の根尾地域に入浴施設を設ける考えを市長にお聞きしたいと思います。

まず、うすずみ温泉の再開を望む市民の声は多くあり、また北部地域の振興のためには必要な施設でございます。閉鎖や閉鎖予定の施設の有効活用も視野に入れ、入浴施設の検討も必要と考えます。入浴施設があればキャンプ場を運営してみたいという民間事業者もいます。市民や多くの方に愛される憩いの場となる入浴施設の実現に向けての要望書を令和5年10月23日に議員連名で提出をいたしました。入浴施設についてどのように考えておみえですか、市長にお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、道下先生の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

2番、入浴施設についてどのように考えているかという御質問でございます。

NEO桜交流ランドの営業休止を今現在なっているわけでもございます。そういった中で、議員の皆様方から、昨年、本巢市の北部地域の振興のために様々な面から検討され、温泉にこだわらず、またあらゆる手法を排除せず、市民をはじめ多くの方に愛される入浴のできる施設の実現に向けた対応を検討させていただきたいという、連名での要望書をいただいております。

先ほど、産業建設部長がこの今の現在の現状をる御説明させていただきました。また、そして

この施設をこのまま休止から少しでも前へ進めようということで、様々な取組をしていきたいということで、もっともっと広く活用の方策を検討してやっていきたいという御答弁を申し上げました。そういったことから、このNEO桜交流ランドの一つの活用をこれから考えていくわけでございますけれども、その中でまたいろいろ出てくる御意見もあろうかと思えます。そういう様々な提案をいただく中で、今議員の皆様方から要望いただいております入浴ができる施設の実現と、これはできるだけ早期に実現に向けて検討を進めてまいりたい。できるだけ早く、この部分については、できるならば早く着手できるようなことを今後検討していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、入浴の施設だけじゃなくて、NEO桜交流ランド全体を何とかやっぱり少しでも利用できるものはどんどん利用して、人が集まってくる、人が来ていただける、そんな場所、地域に今後また取り組んでいきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

以前、私ども要望書として提出いたしました入浴施設、どういう形であろうと早く実現していただきたい。そのことにより、またキャンプ場もやってみたい、ほかのこともやってみたいと、分割した形の中でそういう事業体が出てくる可能性も十分ありますので、その点を踏まえまして市長よりしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

飯尾議員から所用により退席したいという申出がありますので、許可をいたしますので、どうぞ。

〔4番 飯尾龍也君 退場〕

飯尾議員が退席されましたので、ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。続いて、1番 吉村知浩君の発言を許します。

○1番（吉村知浩君）

通告に従い大枠3点質問させていただきます。

藤原市長5期目のスタート、僕も一緒に万歳をさせていただきました。おめでとうはそのときで終わりということで、早速気持ちを切り替えて、どんどん返答に困るような質問を出せるように、一人前の議員になれるように頑張っていきたいと思えます。

早速、どうしてもこの4年間でやっていただきたいこと、私がずっと自分の選挙のときから言っている使われなくなった施設について、2点目の質問で聞きたいと思えますのでよろしくお願いします。

それでは、早速本題に入らせていただきます。

まず大きく1点目、市内に点在するブロック塀についてです。

特に、通学路で倒壊に対し危険なブロック塀は市としてどの程度把握していますか、よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、特に通学路等で倒壊に対し危険なブロック塀は市としてどの程度把握しているかについてお答えさせていただきます。

通学路沿いのブロック塀につきましては、平成30年度に市内全ての通学路沿いのブロック塀等を点検いたしました。通学路は毎年度更新されますので、毎年4月に教育委員会より通学路マップを提供していただき、新たに通学路となった道路沿いのブロック塀等を改めて点検しております。その結果、確認された危険なブロック塀は、現在12か所でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

続いて、次の質問になります。

改修や撤去の際に使用できる補助金の有無とその内容をお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、改修や撤去の際に使用できる補助金やその内容についてお答えのほうさせていただきます。

ブロック塀等の撤去・改修に使用できる補助金には、本巢市ブロック塀等撤去・改修事業補助金がございます。地震発生時のブロック塀の倒壊被害の防止と市民の生命の安全を確保することを目的といたしまして、市内の道路等に面したブロック塀等の撤去や改修を行う場合に補助を行っております。

補助額につきましては、撤去に要する費用の額、またはブロック塀等の見付面積1平方メートル当たり1万円のいずれか低いほうの額の2分の1以内の額とし、通学路に面している場合には3分の2以内の額とし、30万円が限度額でございます。

改修を実施する場合には、設置に要する費用の額または1メートル当たり1万2,000円のいずれか低い額の3分の1以内の額とし、8万円が限度額でございます。

補助金は、同一敷地内について、いずれも1回限りとしており、撤去及び改修工事の着手前に補助金申請をしていただき、交付決定後に工事を行う必要がございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

この補助金について、何年に制定された補助金なのかと、またその後改正した年、内容があれば教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それらの本巣市ブロック塀等撤去・改修事業補助金、こちらの交付要綱につきましては、平成31年に制定されまして、これまでに令和3年と令和4年に改正しております。

まず、令和3年の改正におきましては、行政手続における押印の見直し、こちらに伴う関係文書に係る押印の省略、また令和4年度の改正におきましては、義務教育学校の設置に伴いまして、条文中に通学路の定義、義務教育学校、こちらのほうを追加しておる改正を行っております。

補助金額の額につきましては、策定時から改正はされておられません。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

もう一度、再質問させていただきます。

昨今、公共工事の工事価格も目に見えて上昇していることは皆さんも御承知のとおりだと思いますが、補助金額の上限は平成31年の制定以来、引上げがないとのこと。災害発生時の安全な市道の確保の観点からも、補助制度を多く利用していただくことは非常に大切なことだと思います。

今後、物価高騰に伴う補助金限度額の引上げについての考えがあるかどうか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

まずブロック塀の撤去、こちらにつきましては、県内各市町村を確認したところ、本巣市のほうが最高額の支給を行っているという状況でございます。

また、改修におきましての限度額につきましては、本市のみということで、非常に手厚い補助を行っているのではないかというふうに思っております。

議員がおっしゃるとおり、近年の資材の高騰、人件費の値上がり等もございしますが、この限度額

の見直しにつきましては、他市町の動向も注視しながら、本事業にしっかり取り組んでまいりたいというふうを考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

近隣市町に比べると非常に手厚いということ、感謝します。

しかし、物価もどんどん上がっているの、ぜひまた上がるようであれば、随時、近隣市町とも調整を取り、検討願いたいと思います。

この補助金は、多く活用していただくことが防災力強化に直結すると考えています。そこで、3 つ目の質問、補助金の現在行っている周知方法を教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、補助金の周知方法についてお答えします。

本年の1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、近年震災被害が増えているため、ブロック塀の撤去・改修事業は重要な事業であると考えております。

本事業は、市民の皆様の理解と御協力を得て行う事業であることから、個別に注意喚起をするとともに、広報紙やホームページ、補助・助成事業総合パンフレット等に事業の概要等を掲載し、周知を図っております。

なお、補助事業の実績といたしましては、令和4年度は通学路沿いが7件、通学路沿い以外が3件、計10件でございます。また、令和5年度、現在でございますけれども、通学路沿いが10件、通学路沿い以外が3件、今現在13件の実施がございます。

今後もブロック塀所有者への注意喚起及び補助事業を説明し、制度の活用を促すとともに、教育委員会と危険箇所の情報共有を行い、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

教育委員会との危険箇所の情報共有を行っているとはありますが、どのように行っているのか、情報共有の方法等教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、教育委員会との情報共有の在り方ということでお答えさせていただきます。

まず、ブロック塀の危険箇所につきましては、まず都市計画課と教育委員会の間で相互に危険箇所等の情報共有を図り、お互いに提供し合っているところでございます。今後も引き続き、この情報共有を図るとともに、教育委員会、建設課、総務課で例年開催されております通学路改善会議、こちらにおいても通学路沿いのブロック塀の危険性を新たな議題としていただきながら、その危険性を認識し、通学路を利用する生徒・児童への注意喚起など、より通学路の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

ありがとうございます。

さきの答弁で、現在の認知件数は12件とありましたが、直すべきブロック塀の数が12か所しかないということではありません。言い方を変えると、12件しか把握できていないという言い方もできると思います。自治会やPTAとも連携を取り、まずは危険箇所の把握をする、市内の倒壊のおそれのあるブロック塀が多く改修されるために、把握と補助金の認知を進めていただけるようお願いいたします。

次は、大きく2点目の質問に移りたいと思います。

冒頭で少し話をさせていただきましたが、この10年、20年先を見越した市政運営を考える上で、財政健全化は真っ先に取り組むべき大切な問題です。そのためには、不要なものの適正処分は迅速に行う必要があると考えます。先日の市長の所信表明で、使われなくなった施設の方針について明言があるかと思い耳を傾けて聞いていましたが、残念ながらそのことには触れていただけませんでした。

そこで、大枠2点目の質問に移らせていただきます。

使われなくなった公共施設の今後についてということで、現在までどのような検討がなされているか、お聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、現在までどのような検討がなされているのかにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず、公共施設の管理について、中長期的な視点に立ち、財政負担の軽減や平準化、さらには施

設等の最適な配置の実現を目指して、庁舎等を含めた市内の建築物を有する公共施設、いわゆる箱物や、道路や公園といったインフラ、上下水道処理施設といったプラントについて、公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定し、箱物について30年間で延べ床総面積の16%を削減するという目標を掲げました。

そして、総合管理計画の基本方針及び実施方針を基に公共施設の在り方を見直し、各施設の複合化、統合、廃止、譲渡、あるいは長寿命化も含めた施設の改修や更新を計画的に行うための再配置の基本となる具体的な考え方をまとめた公共施設等再配置計画を平成30年3月に策定し、再配置計画において掲げた方針及びロードマップを踏まえて、対象施設の現状を整理し、施設所管課の意見聴取を行い、具体的な行動計画を示した公共施設個別施設計画を令和3年3月に策定したところでございます。

さらに、国の公共施設等総合管理計画の策定に関する指針が平成30年2月に改定されたことから、個別施設計画の内容を反映するとともに、計画策定指針の内容と社会情勢等の変化を踏まえ、総合管理計画の改定を令和4年3月に行ったところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

再質問させていただきます。

公共施設等総合管理計画や公共施設等再配置計画、公共施設個別施設計画等の計画の立案、また見直しをさせていただいていることが分かりました。

そこで、そこには解体費用等の予算をつけて、何年に幾ら要る等予算を踏まえた計画になっているのかどうか教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

はい、それではお答えをさせていただきます。

これらの計画につきましては、あくまでも方針を示すということでございますので、予算的なことは記載はございません。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

ありがとうございます。

今後の方針を聞かせてください。次の質問です。

○議長（大西徳三郎君）

次の質問。

○1番（吉村知浩君）

次の質問です。小さい(2)です。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についてを村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、使われなくなった公共施設の今後の方針につきまして、お答えをさせていただきます。

現在、建て替えによって使われなくなっている施設といたしましては、旧糸貫西幼稚園、旧真桑幼稚園、旧弾正幼稚園の3施設。施設機能の使われなくなっている施設としては、旧根尾小学校、旧もとす合同庁舎、旧真正民俗資料館の3施設がございます。これらの施設のうち、旧糸貫西幼稚園と旧もとす合同庁舎の2施設は普通財産として総務課が所管しており、そのうち旧もとす合同庁舎の敷地及び建物は、現在、東海環状自動車道整備の受注者に貸付けをしております。残りの4施設はまだ用途廃止をせず、行政財産として各所管課が管理しております。

それぞれ、旧真桑幼稚園については、真正民俗資料館内の資料を移設して仮の資料館として利用、旧弾正幼稚園は施設の一部を真正子育て支援センターとして引き続き利用、旧根尾小学校は体育館のみ地元企業に有償にて貸し付け、旧真正民俗資料館は普通財産とするために、所管課が用途廃止の手続を進めているところでございます。

普通財産とした施設の処分方法につきましては、市にて建物の解体を行い、更地にした上で売却するのか、建物込みで土地代に建物の解体費用を差し引いた額で売却するか、どちらの方法で処分するのがよいのかを今現在検討中でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

現在検討中ということという答弁がありましたが、その検討方法と期間的な見込みがあれば教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

村澤部長。

ただいま質問についての答弁をお願いします。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

建物につきましては、アスベストなど、取り壊すときに特別な処理が必要なものがあるかどうか

で解体費用も大きく変わってきます。現在は、解体業者から見積りをいただくなど、解体費用の算出を行っております。

また、土地の鑑定業務も行っておりますので、答弁の中で申し上げましたとおり、市で解体し、更地として売却するか、建物込みで売却するかを検討し、見込みといたしましては、令和6年度のなるべく早い時期に方向性を出していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

特に、糸貫西幼稚園等は廃墟になり長くたちます。このまま放置すると管理経費もかかり、犯罪の温床になる等、事故にもつながるおそれがあります。売却や貸付けができれば本市にとってこの上ないことではありますが、それが見込めない場合は多額の解体費用がかかると思いますが、順次計画性を持って整理していったらいいと思います。よろしくお願いします。

次の大枠3点目の質問に移ります。

年始に能登で大きな震災があり、今回の一般質問でも多くの議員が防災について取り上げています。本市においては、早くから防災士の資格取得支援を行っていることから、本市の防災意識の高さがうかがえると思います。

そこで、市内にいる防災士の今後について質問させていただきます。

1つ目、防災士の資格取得に際し、市から補助を出し、支援をした目的をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、防災士の資格取得に際し、市から補助を出し、支援をした目的についてお答えをさせていただきます。

東日本大震災、熊本地震、そして令和6年能登半島地震など、地震による被害が全国的に発生し、また近年の台風や線状降水帯などによる大規模な風水害についても、いつどこで起こるか分からない状況となっております。このような自然災害による被害を最小限にするためには、自助と共助により地域の防災力を高める必要があり、その中心となって活動する方が防災士でございます。

市では、一人でも多くの方に防災士の資格を取得していただき、防災に関する知識や経験、能力を生かして防災力の中核となり、地域や社会の防災リーダーとして活躍していただくことが重要であると考え、平成27年度から各自主防災組織において、防災士の資格取得に必要な経費を自主防災組織活性化事業補助金を活用し全額補助していたところでございます。これにより、平成27年度から令和3年度までの7年間で86名の方が防災士の資格を取得されております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

続けて、次の質問に。今後の予定を教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、市内にいる防災士の今後の活動についてお答えをさせていただきます。

防災士は、市から呼びかけや依頼があつてから行動を起こすという受け身の姿勢ではなく、自ら主体的に行動することが求められますが、1人で行動することは難しいところもございますことから、市としましては、防災士の知識向上と防災士相互の連携強化を図るため、コロナ禍の時期を除いて、毎年フォローアップ研修を開催しております。

今年度は、8月に津波により大きな被害を受けた元南三陸町立志津川中学校の菅原先生に講師をお願いし、実際の避難所の運営について講義していただき、防災士54名の方が出席をされました。

また、2月17日に社会福祉協議会が開催しました災害ボランティアコーディネーター養成講座の案内を防災士の方にさせていただき、69名の防災士の方に出席をいただいております。模擬災害体験演習を通じ、各自治会長と地域の防災士をつなぐことで、顔の見える関係を築くことができたのではないかと考えております。

今後も防災士をさらに養成していくとともに、もとメール等を活用し、新たな防災情報を研修等で提供するなど、高い防災意識の保持に努めてまいります。

また、防災士が地域の防災訓練などで自主的・自発的に活動できる体制がつくられるよう支援するとともに、活躍できる場所や勉強できる機会を設け、防災士同士のつながりを増やしていきたいと考えております。

また、中学生の防災士につきましては、教育委員会と連携し、各小・中・義務教育学校での防災授業や避難所運営訓練だけではなく、3月9日に18歳以下の防災士及びジュニア防災リーダーで組織する本巢市ホープ防災リーダーズが発足したことを受け、自治会等から中学生の防災士の派遣依頼があつた場合、教育委員会を通じて防災活動等に参加してもらう体制を検討してまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

私自身、本巢市の補助をいただき、防災士の資格を取得させていただきました。しかし、フォローアップ研修に参加させていただくことしかできておらず、防災士を通してもう一歩何かできることはないか模索しています。最近行われたフォローアップ研修では、グループセッションを行うな

ど、工夫を凝らした研修を行ったと聞きました。

少し話は脱線しますが、今、市内では自治会長が決まらないとか、PTAの役員が決まらない、そんな話が多く聞こえてきます。コロナで様々な活動ができなくなり、活動再開につれ、なくていいんじゃないかとの声も聞こえてきます。有事の際に地域で助け合うことができるように、日頃から顔の見える関係の構築は非常に大切にするべきだと思います。

今回ホープ防災リーダーズが発足され、高校生の防災士が多く関わってくれることになりました。活動を通して20代から40代の市民を巻き込むことができれば、防災を通して強靱な地域のコミュニティをつくることができるのではないかと期待しているところです。ぜひ、防災を防災のみにとどまらず、防災を通して地域活性化を推進していくことを期待しています。その結果、より一層本巢市の防災力向上にもつながっていくと確信しています。

これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。2時30分まで休憩します。2時30分から再開します。

午後2時15分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、2番 高橋知子さんの発言を許します。

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

本日、最後の質問者ということで、いつもより大きな声で皆様の脳を活性させる気持ちで質問させていただきます。

まずは藤原市長の5期目の御当選、誠におめでとうございます。

ほかの議員の方々も質問されましたが、早速、防災のまちづくりについて、市長にも後ほど質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年1月1日に発生した能登半島地震では、非常に大きな被害があり、依然として多くの方々が被災されています。能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

この直下型地震から起こった災害は多岐にわたり、改めて防災・減災対策の必要性を多くの方が感じています。地震などの災害が起こる可能性がゼロのまちはどこにもありません。どの自治体もまち全体で今まで以上に取り組む方向に動いていることと思います。

本巢市でも、皆様おっしゃられましたように、多くの中学生がジュニア防災リーダーや防災士に

認定され、9日には本巢市ホープ防災リーダーズが発足されるなど、今後期待される活動もあります。

現在、ジュニア防災リーダーは91名、うち32名が防災士で、今後、地域の防災の担い手となり、被災地での研修のほか、自治会の会合や地域行事などで災害対策について発信されるそうです。その活動は新聞でも、来年度の予算の記事でも取り上げられましたし、また発足式自体の記事でも大きく取り上げられ、それだけ外部からも注目される取組であるということだと思います。

まずは、その取組の一つである来年度、中学生のジュニア防災リーダーや防災士のホープ防災リーダーズが東北大震災の被災地を訪問し学ぶ計画において、その意義を教育長にお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

東日本大震災の地に中高生防災リーダーを派遣する意義についてお答えします。

本巢市では、令和3年度から岐阜大学、高木朗義教授の協力を得てジュニア防災リーダー養成講座を実施し、3年間で91名を認定してきました。彼らは、1月1日に能登半島地震が発生した折に、能登への思いをはせると同時に、今、自分たちにできることとして、募金活動や地域のハザードマップ点検、自校の防災マニュアルの見直しなどを行うまでに育ってきました。そんな彼らの防災への意識と行動力に磨きをかけ、本巢市の未来の防災を変えていくのが先日のホープ防災リーダーズの発足であり、この東北派遣です。中高生たちが東日本大震災被災地に行き、現地で災害の現実やそこからの教訓を学んでくることは、とても価値があることだと感じています。

私も4回被災地に行っていますが、その時々に見地を見て、被災された人たちの話を聞いて、土地の匂いを嗅ぎ、肌で感じて心を動かされてきました。行ってみないと分からない、感じ取れないことばかりでした。震災前に海沿いから内陸に向け密集していた家々、その町並みが今は全く何もない、盛土された、ただただ広がる平地になってしまいました。まちも人の暮らしも全く変わってしまったのが痛いほど伝わります。

高台に逃げてくださいと津波が来る直前まで防災無線で呼びかけ続けた防災対策庁舎職員。多くの命を救った命がけのアナウンス。その後、53人がその庁舎屋上に避難しましたが、無事だったのはわずか10人。流された犠牲者の約半分の方はいまだ行方不明のまま。ねじ曲がった赤い鉄骨だけになってしまった庁舎は震災遺構として残されていますが、その前に立ち、当時の話を聞くと、その映像がはっきり見えてきます。現地には今も震災の記憶と教訓を伝える、目に見えるあかしが数多く残されています。

生徒たちも、現地に行けば、癒えぬ思い、癒えぬ傷を胸に刻むことでしょう。さらには、一瞬にして大切な命を、家を、まちを失った悲しみ、苦しみ、怒り、絶望、空虚、様々な感情が絡み合いながらも何とか前を向いて歩んでみえる東日本の皆さんの方々と直接話してみて、自分自身の生き方を振り返り、生きる勇気がもらえるはずです。

また、防災の重要性・必要性を心から感じ、本巢の防災をさらに必死になって考え、実行してくれるはずです。百聞は一見にしかずと言いますが、私はさらに百見は一験にしかずだと感じています。行って、見て、聞いて、活動してみても、生涯にわたって大切にする自分の信念や生き方が築かれていくはずです。過去は変えられないが、未来は変えられる。変えられない大震災の地に訪れて得た学びは、一人一人を未来を変える当事者に必ずします。この派遣で、本巢市の未来を変える若きリーダーたちを育ててまいります。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○２番（高橋知子君）

多感な若者たちが現地に行くことで、深く学べる大変意義深いものであることがよく分かりました。

それでは次に、その行程や内容の詳細についてお聞きます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

東北派遣の行程・内容についてお答えします。

東北派遣は、東日本大震災から自然の驚異、被害の現実、教訓、防災の大切さ、震災からの復興などを震災遺構や人々の話などから学ぶものです。被災地は、どこであってもそれぞれの現実や復興への歩みなどの物語があり、どの地に行っても必ず子どもたちの心に届く深い学びができると捉えています。

今回、派遣の行程を考えるに当たっては、ホープ防災リーダーたちが中学校で直接関わってくださったお二人のお話を思い描ける地を選んで訪れることにしました。その方々は、6年前から本巢市内全ての中学生に命の講演会と題して、震災からの教訓と命の大切さを語り続けてくださっている陸前高田市前教育長 金賢治氏、そしてこの3年間、中学生防災士らに避難所開設時の心得や避難所での中学生の頑張りを語ってくれた気仙沼市在住で南三陸町志津川中学校元校長の菅原貞芳氏です。このことから、研修先をこのお二人の協力が最大限受けられる岩手県陸前高田市、宮城県南三陸町、気仙沼市を中心とすることにしました。

陸前高田市では、復興祈念公園の奇跡の一本松や津波伝承館、いわてTSUNAMIメモリアルから、津波によって壊滅的な被害を受けた当時の状況と人々の希望を感じ取り、祈りをささげます。

気仙沼市では、震災遺構・伝承館の気仙沼向洋高等学校跡地を訪ね、校舎3階にまで打ち上げられた自動車の残骸などを間近に見て、津波の高さと威力を学ぶとともに、震災から数日後に行われた卒業式での答辞映像から、同年代の生徒がどのように生きようとしたのか、その思いにはせながら自分を振り返ります。

南三陸町では、防災対策庁舎などで多くの悲劇と助かった命、失われたまちとさんさん商店街をはじめとする復興に向けた力強い動きを自分の目で見てきます。

避難所となった志津川中学校では、避難所運営のドキュメンタリーを学び、避難所での中学生の役割を明確にしていきます。

さらに、お二人のお力を借りて、この日程の中に次のような本巢市ならではの特色ある内容を盛り込むことができそうです。1つ目は、地元の中高生と語り合う研修です。地元の中高生の語り部ボランティアから震災の教訓や風化させない決意を聞き、同世代のボランティアの生きざまや使命感を感じ取り、自分の未来のリーダー像を描きます。2つ目は、現地で暮らす人々の本音や生の声を聞くことです。陸前高田市では民泊をさせていただき、当時と今の心境を一緒に過ごしながら語り合います。また、津波で家族全員を亡くした方が、あの日の翌日、何を考え、どんな行動を起こしたのかなど、リアルな証言を聞く機会も考えています。3つ目は、被災された地域住民のために、利益を省みず、客室や温泉、食事を提供したホテルの経営者や従業員の行動や思いを知り、地域が一丸となって乗り越えた尊さ・強さを学び取ってきます。

防災教育で最も大切なことは、災害の脅威と教訓を風化させず、後世に伝えることです。この現地研修は、必ず本巢市の防災を考える当事者を育て、災害を風化させないリーダーを育てます。研修の学びを各学校や地域で伝えるとともに、彼らが主体となって防災訓練や防災活動などに変革を起こし、本巢市の地域防災力を高めていくと確信しております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

本日は、2つ目の質問で本巢の教育について質問させていただくのですが、本当に本巢の教育は深いというふうなことがとても伝わってきました。事前研修での取組を生かした日程ということで、本巢市ならではの、この研修でしか学べない、本当に心に刻まれる研修なんだということが分かりました。このような学びを体感した若者たちがどのように成長していくのか、本当に楽しみです。

さて、本巢市の防災の学びは子どもだけではありません。先ほどの吉村議員の一般質問での総務部長の御答弁の中にもございましたが、先月は本巢市の防災士のフォローアップとして、総務課から市内防災士に本巢市社会福祉協議会が開催する災害ボランティアコーディネーター養成講座の案内があり、私も参加しました。この講座も、岐阜大学の高木朗義教授の下で模擬災害体験演習が行われましたが、防災の基本である自助・共助・公助のうち、共助を考えるワークで、災害時に役立つタイムラインを作成しました。

この講座で私が一番感動したのは、先ほどの御答弁の中にもございましたが、座席が自治会長とその地元の防災士が隣同士で座って、自分たちの自治会について本気で考えることができたという点です。

この時間に作ったワークシートは、各自治会の公民館に貼って、誰もが見られる状態にするとい

うことで講座は終わりました。このような実際に役立つ取組をしている本巢市ですが、改めて防災に関して、今後、市としてどのようなまちづくりをされるのか、市長にお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、防災のまちづくりにつきまして、今後の市としてどのようなまちにしていくなのかということにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

令和6年1月1日の午後4時10分、能登半島で最大震度7の地震が発生をいたしました。本巢市でも震度3を記録し、市内では大きな被害報告はありませんでしたが、石川県では3月8日現在、死者241人、特に能登半島先端の被害が甚大で、倒壊家屋が1万5,000棟以上、断水が今でも続き、避難生活を送ってみえる方が5,000人以上見えます。

昨年の8月16日、台風7号の通過の影響に伴い発達した雨雲により猛烈な雨が降ったため、本巢市に警戒レベル4相当の土砂災害警戒情報が発表されました。そのため、今後、土砂災害の危険がさらに高まる見込みである本巢地域南部と上保地区に対しましては、市は避難指示を発令したところでございます。このときも、急激な豪雨で土砂災害の危険が高まることとなり、いつどこで大規模な自然災害が起きるか分からないことを改めて私どもも実感いたしましたところでございます。

地震に加えまして、近年の局地的で急激な豪雨による大規模な自然災害から市民の命を守るため、これからさらに災害に強いまちづくりをしていく必要がございます。災害に強いまちにするためには、よく言われますように、先ほど来お話にも出ておりましたが、自助・共助、そして公助がそれぞれ防災力を高め、連携することが大変必要でございます。大規模災害では公助による支援が行き届かなくなるため、自分の身は自分で守る自助、そして近隣や地域でお互いに助け合う共助が特に重要となります。

共助による防災力の向上に向けて、市内在住及び市で養成した防災士、そして3月9日に発足しましたホープ防災リーダーズと自治会とをつなぎ、市の総合防災訓練ですとか自治会での防災活動により一層関わっていただけるよう支援をしていきたいと思っております。

また現在、自分たちが住んでいる地区の防災計画である地区防災計画の作成に取り組んでおられる自治会も増え、3自治会において既に策定し、現在4つの自治会で策定中でございます。この取組をさらに支援していくとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための個別避難計画の作成を現在推進しておりますが、こうした取組は現在79.9%の作成率となっております。できるだけ早く100%に行くように頑張っていきたいと思っております。

また、公助による取組といたしましては、7月に開庁いたします新庁舎を災害対策本部とし、もとまるパークを大規模災害時に市外から派遣される警察や消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための救助活動拠点並びに市外からの支援物資を避難所に効率的に配分するための物資配分活動拠

点として位置づけ、迅速な災害対策活動が行えるように整備を現在しておるところでございます。

また、能登半島地震で課題となりました飲料水の確保につきましては、災害用備蓄品として、本巣市の地下水を使用した長期保存水を製造できるよう、これも検討をいたしております。これもまた議会の質問でもいただいたところでございますけれども、今現在、そういう方向で検討をさせていただいています。

また、災害時に生活用水を提供いただけるよう、新たにあちこちのまちでも今現在、取組が進んでおりますけれども、災害時の協力井戸の登録制度を設けまして、市民の皆様や企業にこうした井戸のあるところをそれぞれ登録していただいて、ぜひ災害時には協力をお願いしたいということで、この登録数を今後増やしていきたいというふうに思っております。

災害に強いまちづくりのためには、今後におきましても、公助と自助、共助による総合的な地域防災力の向上によりまして、災害に備えてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、こうした自助・共助・公助の3つの仕組みをうまくバランスよく組み上げることによって、災害に強いまちが構築できるんじゃないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、自助・共助・公助をそれぞれ担う皆さん方がぜひそういった観点でいろいろな仕組みを考えていただく、それをまた連携しながら災害に強いまちづくりに生かしていけるように、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

災害に強いまちづくりとなるために様々な取組が行われていることが大変よく分かりました。

初めに共助のお話がありましたが、やはり防災を考えたときに、自治会、御近所での取組がベースになってくると身にしみて感じます。自治会の大人の防災士だけでなく、先ほど教育長からのお話にあったようなホープ防災リーダーズが活動されることにより、よりすばらしい活動になるんだろうということが想像できます。

ただ、1つだけ残念なことは、さきにお話しした講座の自治会長出席者数でも、個別避難計画でも、全対象者数から見ても、まだまだ100%には遠いところにあるということです。防災をより身近に、多くの人に気軽に楽しんで学んでもらうためにも、市のイベントに防災の要素を取り入れてはどうでしょうか。副市長にお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を副市長に求めます。

○副市長（久富和浩君）

それではお答えをいたします。

毎年実施をいたしております市総合防災訓練では、各自治会ごとに訓練を実施していただいておりますが、防災訓練にふだん参加することができない、もしくは参加されない方に防災について考

えていただくため、市のイベントに防災の要素を取り入れることは非常に重要であると考えております。

議員御提案の、市のイベントに防災の要素を取り入れてはどうかとの御質問につきましては、各地域において開催していました市のイベントにつきましては一旦見直すこととしておりますことから、例えば地域の運動会に防災関係の種目を取り入れるなど、誰もが気軽に参加でき、楽しみながら防災について学べるような体験型のイベントを開催できるよう、今後検討してまいります。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○２番（高橋知子君）

御答弁の中にもありましたように、今年の地域のスポーツフェスティバルでも防災の種目が入ったり、私の地域は天候が悪く体育館でしたが、中学生の皆さんがクイズで防災の内容を出してくれるなどして、とてもいいイベントだったと思います。来年度、市制20周年の一大イベントがありますが、ぜひそちらの大きなイベントということで、たくさんの方が来てくださると思います。そちらの大きなイベントでも防災のコーナーや体験ブースなどを設置していただき、幅広い世代の方に防災に触れていただき、自分ごととして考える市民の方を増やしていただきたいと思います。

最後にもう一つ、防災のまちづくりへの提案をします。

今回の能登半島地震で被災された自治体へ、本巣市からも国や県を通して幅広く支援が行われましたが、それとは別に、災害時応援協定を直接結んでいた自治体や災害協定を結んでいた企業からいち早く支援が届いたり、人的支援が行われたりしたといった報道がありました。

本巣市もそういった協定を結んでいる自治体がありますが、市民にはあまりなじみがありません。防災意識を高めるためにも、防災時応援協定の市町と具体的な交流をしてはどうでしょうか。副市長にお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を久富副市長に求めます。

副市長。

○副市長（久富和浩君）

災害時応援協定の市町と具体的な交流をしてはどうかについてお答えをさせていただきます。

他の自治体との相互応援協定につきましては、平成19年５月に福井県越前市との締結を皮切りに、平成26年４月にさくらサミット加盟自治体のうち、北海道新ひだか町、群馬県前橋市、宮崎県日南市など12市町と、平成29年１月に静岡県牧之原市、同年８月に兵庫県養父市と、令和４年３月に栃木県下野市と、そして令和５年２月に大阪府泉南市と、それぞれ締結しております。

応援協定を締結しております17市町との間におきまして、発災時等の円滑な応援要請が可能となるよう、毎年４月に担当部署や連絡責任者、担当者等の情報を交換し、連絡体制の確認、整備を行っております。

応援協定締結市町は全国に点在しているため、お互い出向いて交流することは難しいと思いますが、能登半島地震におきましても応援協定の締結市町による被災地への支援が迅速であったことから、これら17市町と平時より顔の見える交流ができるよう、内容について検討してまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

友好都市以外にもたくさんの災害時応援協定を結んでいるということは、今回初めて確認しました。これも多くが桜の御縁ということで、淡墨桜は本当に本巣の守り神様みたいな感じだなというふうに思います。

皆様、本巣市災害協定で検索すると、応援協定等一覧でたくさんの企業の協定も出てきます。いざというときはこんなに助けてもらえるところがあるんだと感謝の気持ちでいっぱいになりました。全部の市町と交流は、北は北海道もあるぐらいで、もちろんできませんが、例えば友好都市とオンラインで、先ほど副市長の御答弁にもありましたが、オンラインでつながって顔の見える交流をして、一緒に防災について考えてみたり、市役所内だけでなく、例えば小学生ですとか、子どもたちでもオンラインでつながってみたり、コロナも明けて、また実際に交流する機会もあれば、ぜひ防災の話題も取り上げてみたりする機会があってもいいのかなというふうに思います。

それでは次に、本巣市の教育を市の特徴としてPRしていくことについて質問します。

本巣市の教育は、根尾学園での教育、幼児からの楽しい体力づくり、質の高い給食、算数・数学のまちづくり、Motosuをtomosu、先ほどの防災ジュニアリーダーなど、ここに上げるだけでも簡単に特色のある取組がたくさん出てきます。そして、非常に高い評価を受けています。教育長の今までの数々の一般質問の御答弁でもよく登場する本巣市版〇〇ですが、こんなに本巣市版〇〇ってあるんだなというふうにいつも思います。それだけ本巣の目の前の子どもたちの実情に合った形の取組をされているんだという、そういう証拠だと思います。

前回、12月の一般質問で高田議員が質問されていた子どものSOSの出し方教育の本巣市版マニュアルなどは、県が後からほとんどそのまま採用してしまうぐらいの、考えられた完成度の高い内容だったそうです。私も個人的に参加した教育の講演会などでも、教育関係者から、本巣の教育はすばらしいねという声を幾度となくお聞きしています。

改めて、本巣市の特色ある教育には主にどのようなものがあるのか、教育長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巣市の特色ある教育についてお答えします。

教育は、子どもたち一人一人を、幸せに生きる、その主体者にしていく営みです。予測困難で変

化の激しい社会を生きる子どもたちには、未来を切り開き、たくましく生き抜く力が必要となります。こうした力を育むための基盤は心と体の健康と体力にあり、まず食と運動から大改革を行ってきました。

給食では、冷凍食品や加工食品を極力控えて手作りとし、地場産物を使用した郷土食も多く提供、新メニューにも果敢に挑戦し、ふるさとの味や食文化など作り手からの心の籠もったメッセージを送り続けています。おいしい給食の提供までの道のりは険しくも、感動的で、本巢市の学校給食物語と題するプレゼンを作って、様々なところで紹介をしています。

幼児期からの運動遊びを中核とした生きる力を育むプロジェクトも他市町にはない本巢市の特徴です。幼児期の運動は、丈夫な体づくりや危険回避能力の向上につながる一方で、強くて優しい心や社会性を培い、子どもたちの発達に好影響を与えました。これも全国に誇れる取組と言えます。

さらに、子どもたちに考える力をプレゼントする数学のまちづくりは、本巢市の代名詞となってきました。数学のまちづくり講演会、数学ワンダーランド、数楽校、算数ウォークラリー、算数・数学甲子園もほかにはない特徴です。今年は大人の数学講座も開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代が、数学の不思議さ、面白さ、美しさなどの魅力を味わっています。

ウォーキング・ランニングのまちづくりでは、他とは全く違う新しい形のランニング大会、FREE10、もとす遊RUNをはじめ、淡墨桜浪漫ウォークなど工夫満載の大会を開催し、参加者の満足度も大きくなってきています。

また、子どもたちが主体者となる学び、自分の興味・関心や夢の実現に向け、自己選択・自己決定する学びを多く提供しているのも特徴です。数学検定楽校、ジャンプアップ楽校、STEAM講座、こども学芸員、ジュニア司書養成講座、English Days in NEOなどで子どもの個性をどんどん伸ばしています。

未来を担うリーダー育成も教育方針の重点として取り組んできました。中学校2年生を全員広島に派遣し、平和学習を進め、その発展学習として沖縄派遣も本年度から開催し、沖縄の地域づくりから本巢市の未来を考え提案する取組も行いました。あわせて、ホープ防災リーダーズの発足や東北派遣など防災力の向上に中高生が活躍していることも誇らしいことです。

そして、令和4年4月に今後の日本の教育の方向性を示す学校として、義務教育学校根尾学園を開校しました。自ら学ぶ探究学習かがやき科、異年齢集団で学ぶ縦割り学級などの実践は、子どもたちの自立の力に大きく寄与しています。未来に向かう理想の学校根尾学園と題して、全国の教育関係者にも提案しています。ホームページを見て、海外から根尾学園を選んで転入してきた生徒もいます。

これらを包括し、本巢市教育の最大の特徴は、いかなる取組にも超一流のアドバイザーや指導者との出会いを創り出す体制整備にあります。本物との出会いにより質の高い学びを展開し、感性を高め、自ら考え判断し行動する、生きる主体者を育成しているのが本巢市の教育です。数学の秋山仁先生、中島さち子氏、ウォーキング・ランニングの金哲彦氏、幼児教育の春日晃章教授、教育学の木村泰子氏、苫野一徳氏などが継続的に支援してくださっています。

また、学校においても、その道のプロである教科専門指導員や客員教授らによる専門性に富んだ質の高い授業を提供しています。今後も自立をキーワードに改革を繰り返し、子どもたちが当事者として夢を描き、実現していける教育を推進してまいります。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○２番（高橋知子君）

改めて、素晴らしい取組がたくさんあることが確認できました。こんなにも一流のアドバイザーから学べる場所は、本当に本巣市以外にはないんじゃないかというふうに思います。教育長がおっしゃられた大人の数学講座では、秋山仁先生が自らオンラインで講座をしてくださるということですが、こんなことは本当に東京でもないことで、実際に三重県からはるばる電車を乗り継いでいらっしゃる方もいるほどの、そんな素晴らしい講座が幾つも本巣市では展開されていて、これこそが本当に誇るべき本巣市のアピールポイントだということが実感できます。

１月に他市町の議員の方々に本巣市を紹介する機会があったのですが、そのときでもやはり結局、本巣市のどこを紹介するかといったら、メインは教育しかありませんでした。私は議員として、例えば今、このように教育長からのお話や御答弁や、例えば委員会での報告や講演会やＰＴＡの講演会などでも、本巣市の教育長のプレゼンなど何度かお話をする機会があったのですが、やはりそれらを一般市民目線でＰＲする機会や資料がほとんどなく、大変もったいないことです。

今後、このような特色ある本巣市の教育をよりＰＲすることは、先ほども海外からの移住者のお話もありましたが、移住・定住の促進はもちろん、未来の本巣市を築く大切な要素になると考え、次の質問をします。

教育の充実は移住・定住促進の大きな即戦力ですが、本巣市では今後どのように教育をＰＲしていく予定でしょうか、企画部長にお聞きます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきます。

本市の移住・定住施策の主な取組としまして、移住者の本巣市での暮らしを応援するための補助金の交付や、市内の利活用可能な空き家物件の紹介、地域おこし協力隊の受入れなどを行っております。

そして、これらの取組について興味・関心を持っていただくためにも、まずは本巣市を知っていただくことが重要であることから、ふるさと納税制度を活用した市の特産品や魅力の発信、また東京や大阪で開催される移住希望者向けのフェア等に西美濃創生広域推進協議会として参加し、移住・定住の促進に向けた取組に加え、本市の魅力発信を積極的に行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、令和6年度当初予算ベースにおいて、新庁舎整備関連事業であつたり消防署整備事業を除いた市の予算に占める教育費の割合が14.3%と、県内21市中6番目の非常に高い水準を誇り、予算的にも重点的に配分するなど、本市の教育環境は先進的で独創的な取組によって県内外からも高い評価を受けているところでございます。

一方で、本市の教育環境について、移住希望者向けのフェア等において周知が十分であるという現状ではございません。そこで今後、移住希望者のうち、特に子育て世帯をターゲットに、子育て世帯が本市に強く興味・関心を持っていただけるよう、本市の他市町村にはない、先ほどからございます魅力的な教育環境を積極的にPRする資料を作成するなどし、移住希望者をはじめ市民に対しても、この充実した本市の教育環境の現状を積極的にPRし、移住・定住の促進につなげてまいりたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

ぜひよろしく願いいたします。

先ほど、鏑本議員の一般質問の中で、本巣市は住み心地ランキング、幸福度ランキング、住み続けたいランキング、ともに3位ということで、大変すばらしい成果だと思います。

今、教育費の割合は初めて知りましたが、21市中6番ということで、1位が何%なのか今ちょっと分かりませんが、来年度はもう決まっていますので無理としても、再来年は1位になってもいいんじゃないかなという気持ちです。

移住・定住のアプローチのことについて、今いろいろ御答弁の中にございましたが、私は個人的には、アプローチの方向性は実際の移住・定住につながっていない部分もあるのではというふうに思っています。20周年のPR動画も、この後質問をする本巣本もですが、大変今風のデザインで分かりやすく魅力的なものであることは間違いなかったのですが、ではこれを見て移住しようと思うかどうかといったら、そこが少し疑問を感じています。本巣市が一番移住してきてほしい方たちはどなたなのでしょう。きっと子育て世帯の方たちだと思います。それではその移住してきてほしい子育て世帯の方は、本巣市に何を求めて移住してくるのでしょうか。ここをいま一度見直すべきと考えます。本巣に移住して定住する方は、やっぱり本巣でアパートとかに住むのではなく、一戸建てを建てる方が多いと思いますが、家を建てるのに一番多いタイミングは、昔も今も、子どもが小学校に上がる前までにです。子どもの教育について考え出すのもこの時期です。だから本巣市は本当にラッキーです。なぜなら、PRする教育が既にあるからです。

そこで質問です。PR冊子「本巣本」に教育の特集を載せてはどうでしょうか、企画部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきます。

本巢本につきましては、市の魅力を市内外に広く発信するための冊子といたしまして、市外の方には、市の認知度向上と移住者や交流人口・関係人口の増加を図るとともに、市民に対しては、ブランドコンセプトの浸透を図り、市民の誇りと愛着度の向上につなげることを目的に制作・発行しております。

現在発行している本巢本は令和3年10月に発行したものでございまして、市のブランドコンセプト「暮らしを自給し、暮らすよろこびが持続するまち」を体现されている市内農家を集集し、またグルメ情報や市内企業のプロダクト、話題の市民などを取り上げております。

この本巢本は3年に一度のペースで刷新しておりますので、令和6年度に最新号を制作・発行する予定でございます。議員御質問のとおり、本市の質の高い教育を市の魅力として広くPRすることは、特に教育の関心のある子育て世代に対し高い訴求効果が期待でき、当該世代の移住・定住促進につながるものと考えております。

このため、本巢本はもちろんでございますが、広報「もとす」やほかの広報媒体においても、本市の質の高い教育に関わる先進的な取組であったりといったものを特集記事として取り上げていくことで、市の魅力を相乗的に高めながら広く発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

ぜひともよろしくお願いいたします。

市のコンセプト、大変すばらしいと思うのですが、今のPR冊子も、動画も、自給というところがちょっと農業に偏り過ぎなんじゃないかなというふうにも個人的には思います。自然豊かな土地で子育てをすることと、生計を農業で立てることというのは別だと思います。農業をするために本巢市に来る方と移住促進は切り離れたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

私も、晴天の秋に柿ちぎりなどをしていると、本当に本巢に生まれてよかったなんていうふうに気持ちよく思いますし、農業が大切であることは間違いありません。しかし、それと子育て世帯の移住は切り離れたほうがいいのかと思います。移住してくる方のほとんどの子育て世帯は農業で生計を立てないのに、なぜ動画や冊子があんなに農業推しなのか。金銭的な応援のPRとともに載せるべきは、都心よりは無理なく一戸建てが造れること、その割にモレラがあって全く買物に困らないことや、一定数のおしゃれなカフェもあることや、そして一番肝腎なのは子どもたちの日常の充実です。つまり、教育の充実、給食の充実、幼稚園の充実、公園の充実、また預かり保育や留守家庭教育はどうなっているのか、習い事などの放課後の充実です。特に教育や給食は、市が情報を提供

しない限りは外部の人が外からチェックをするすべがありませんので、農家の特集やグルメよりも、本巢市ではこんな教育が受けられるや、話題の市民ではなくて、本巢の教育ですくすく育った中高生のインタビューとか、そちらのほうがいいのではないかというふうに思います。

何が言いたかったかといいますと、特別な形態や人ではなくて、多くの普通の一般の方が触れるもの、本巢市民が当たり前だと思っているんだけど、実は外から見たら価値あるものというものを分かりやすく来年度の最新号にはぜひ載せていただきたいと思います。

それでは今、クイズです。本巢市では当たり前ですが、本巢市の小学校入学時にある本巢市のサービスで、比較的多くの方から、多くの親から喜ばれているサービスは何でしょう。

本巢市だけではないんですが、分かりましたか、皆様。

正解です。さすが市長、市長がすぐ当てました。ランドセルです。本巢市のランドセルは無償で提供され、しかも軽くて丈夫です。これも本巢市の方々、私も本巢市出身なので小さい頃から当たり前なのですが、よく岐阜市の方からは羨ましいというふうに言われます。こういった当たり前のことというのにもう少し注目を置いて、ぜひ本巢市民の方も本巢市の魅力を再確認できるような内容を期待しています。

では最後に、女性活躍について質問します。

先週3月8日は国連が定めた国際女性デーでした。昨年も質問しましたが、今の日本のジェンダー・ギャップ指数の世界順位はまたもや過去最低を更新し、146か国中125位で、前年146か国中116位から9ランクダウン、順位は2006年の公表開始以来最低で、中国や韓国よりも下位です。日本よりも上位の国は、欧米やアジアだけでなく、女性の行動が制限されることも多々あるイスラムの国も含まれています。女性の活躍を当たり前の形にしていくには、国だけの方針に任せておくのではなく、この地方自治体ならではの役割が求められていると考え、質問します。

まずは、本巢市の女性活躍事業の現状と今後の方針についてお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきます。

本市では、平成16年2月の町村合併以降、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づきまして、4次にわたり策定しております男女共同参画プランを基軸にいたしまして、「男女がともに参画し、能力を発揮できるまち」の実現に向けて、各課で様々な取組を進めております。

これまでの取組により、市民の男女共同参画に対する意識は、徐々にではございますが、浸透しつつあります。令和4年8月に実施いたしました市民意識調査では、男は仕事、女は家庭がよいという固定的な性別による役割分担意識や、性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がいまだ強く残るなど、解決すべき課題が残っていることも分かりました。

こうした市民意識調査の結果や社会情勢等を踏まえ、新たに令和5年度から令和11年度を計画期

間といたします第4次本巣市男女共同参画プランを昨年度策定いたしまして、男女共同参画社会を目指した意識づくり、誰もが活躍できるまちづくり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを基本目標とし、性別による固定的な役割分担意識の見直しや、SDGsの視点に立った男女共同参画の推進、女性の希望に応じたキャリアアップ支援や生涯を通じた健康支援など、本プランの基本理念であります「男女がともに参画し、能力が発揮できるまち」の実現に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

本プランにおきまして、議員御指摘の女性活躍に向けた施策につきましては、誰もが活躍できるまちづくりの1. 女性の職業生活における活躍の推進において、女性のキャリアアップ支援講座の開催や女性の起業支援、就業機会拡大のための情報提供等を具体的な施策として位置づけ、今後、毎年度の具体的な施策の取組状況について、全庁的に効果検証を実施いたしまして、女性活躍推進のまちづくりに取り組んでまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

毎年、具体的な施策の取組について効果検証を実施されるということですので、ぜひ毎年、進化していただきたいと思います。

では次に、国や県ではなく、市町村に求められる女性活躍事業はどのようなものとお考えか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答え申し上げます。

本市に限らず、現在、日本社会の抱える課題として、少子高齢化による労働人口の減少が深刻化しており、この課題解決に対して女性労働者の活躍に期待が高まっているところでございます。

しかし、1番目の御質問で答弁いたしました第4次本巣市男女共同参画プランの策定に当たっての市民意識調査や国勢調査などの分析によりますと、女性の就業者に対するパート・アルバイト等の割合が正規の職員等の割合に比べて高い状況となっております。これは、出産や育児を機に離職した女性が、育児や子育てが一段落した段階での再就職における雇用はパート等が多数を占め、正職員での再就職を希望しても、実際には正職員になることが困難な状況であることと考えられます。

そこで、本市としましては、国・県などの方針や取組を踏まえた第4次本巣市男女共同参画プランにおいて、女性の職業生活における活躍の推進を基本方針とし、女性の希望に応じたキャリアアップ支援、女性の就業機会の拡大、女性が活躍できる環境づくりの3つの施策を柱としまして、キャリアアップセミナー等の情報提供であったり、女性のキャリアアップ支援講座の開催、就業機会

拡大のための情報提供など、8つの事業に取り組んでいるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

御答弁の中にもございました女性活躍事業で今年度実施された事業のアンケートの結果を私も拝見しましたが、まさに市町村単位での女性の活躍を後押しする事業だったと思います。出産や子育てをきっかけに離職した30代の専業主婦の方に多く参加していただいた講座でしたが、結婚や出産を経て思考が家庭や子どものことを中心になりがちな女性が、この事業で体と心のバランスを整えることによって、しっかりと自分を軸として考えられるようになる第一歩の土台をつくる講座となりました。再就職を見据え、一歩動き出すことのできる女性の創出という目的を果たし、10回の講座を通して前向きに行動を起こしたいと思える女性が増えました。来年度も実施されるということで、ぜひ継続して本巣市の女性を芯から応援していただきたいと思います。

また、先日、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。この改正は、特に小さな子どもを持つ親や介護が必要な家族を持つ労働者を支援することを目的としています。改正の主な内容には、育児休業や介護休業の利用をしやすくするための措置や、労働時間の短縮、在宅勤務の選択肢の拡大などが含まれます。この改正法により、日本の労働環境はより柔軟性が高まり、多様な働き方が支援されることとなります。特に、家庭を持つ労働者にとって、仕事と私生活のバランスを取りやすくなる重要な一歩となります。この来年度の法律改正予定を見込んで、先んじて市としての取組は何かお考えでしょうか。ぜひやっていただきたいという思いを込めて質問します。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答え申し上げます。

議員御指摘の育児・介護休業法の改正案につきましては、多種多様な項目において改正案が盛り込まれておりまして、令和7年4月以降の施行が予定され、女性活躍に関連する主な項目としまして、育児のための所定外労働の制限の改正や育児休業の取組状況についての公表の改正、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置の新設などが盛り込まれていると報道されております。

こうした法改正を受けての本市の取組といたしましては、男女共同参画プランの誰もが安心して暮らせるまちづくりの2. ワーク・ライフ・バランスの推進において、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた広報・啓発や育児・介護休業制度の周知、子育て等に優しい企業への支援等を具体的な施策に位置づけ、1つ目の御質問にも御答弁申し上げましたとおり、取組状況について効果の

検証を実施してまいります。

また、本市では、結婚や子育てに優れた企業や事業所を市として認定する結婚・子育てアドバンス企業の認定に取り組んでおり、認定企業における先進的な取組をパンフレットや市ホームページ、広報や日刊紙などを通じまして紹介いたしまして、結婚や子育てがしやすいまちづくりを目指していることを市内企業・事業所に対して周知・啓発を図っております。

これまでの啓発活動におきましても、いわゆる育児・介護休業法の改正に当たっては、令和4年10月施行の産後パパ育休（出生時育児休業）の創設について、令和4年度の本巢市結婚・子育てアドバンス企業パンフレットにおきまして制度を紹介するページを設け、市内企業・事業所に対して周知・啓発を図ってまいりました。

今後、本法案の動向に注視し、適切な時期・機会を見計らい、より多くの市内企業・事業所に法の改正についての周知・啓発を図られるよう努めてまいりますと同時に、事業体として同法が適用される市役所におきましても、法改正の趣旨を尊重し、率先してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいります。

また、こういった女性の活躍の後押しといたしまして支援していくほか、先ほど来、議員からもお話ございましたけれども、国や県ではなくて、身近な市町村がより後押しができる施策を進めてまいりたいと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋さん。

○2番（高橋知子君）

市内企業への啓発や市役所で働く方への推進は、ぜひ率先してやっていただきたいと思います。と同時に、やっていただきたい取組は、テレワークができる女性を増やすことです。この法律が施行されれば、休みを取りやすくなることはもちろんですが、育児や介護を理由に在宅勤務選択肢を提供するということも重要なポイントだと思います。コロナ禍を経てテレワークという働き方は社会に浸透しました。テレワークではできない仕事はもちろんたくさんあるわけですが、テレワークでもできる仕事もたくさんあります。特に育児や介護をする方々には必要な働き方であることは間違いありません。

私も議員になる前に少しだけ在宅で添削指導の仕事をしていました。なぜかといったら、出産後、私の頭が前のように回転しない感覚があったからです。このままでは脳みそが腐ると思い、頭の体操代わりに添削を少しずつやっていました。

でも、これは私だけの感想ではなく、共感してくれるママはたくさんいました。女性の育休復帰は男性のそれとは違い、ただ数年休んでいたというだけではなく、まず妊娠・出産のホルモンの影響があっただけで、頭や体が前のように働かなくなっていて、自信をなくし、そんな状態でさらに年月がたってパソコンの中身がすっかり変わった社会に復帰し、復帰しても家に帰ったら子どもの世話があまりのトリプルパンチではないパンチが待っています。

でも、子どもを産み育てる中で身についた実践的なスキルは新たにしっかり身につけているし、何より子どもの生きていく社会をよくしたいという意志が強くなっています。責任力はきっと高まっていると思います。それを外から自覚させてもらったり、ちょっとリハビリぐらいの講座があれば、独身時代よりも短時間でパワフルに働くことも可能なんです。

デジタル人材なんかも他市町でやられている女性用の講座もありますし、ぜひこの法改正をした仕組みを使えるような女性を後押しするのを前向きに検討していただければ、それこそが地方自治体の役割であると思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さまでした。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日 3 月 15 日 金曜日 午前 9 時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 37 分 散会

